

帝都を守った検事正

中島 広樹

はじめに

1. 少年～学生時代
2. 判検事時代（赤旗事件主任判事）
3. 司法省時代
4. 出獄者保護（精察主義）と少年保護（寛厳互存）
5. 大審院検事時代（心の試練）
6. 検事正時代

おわりに

はじめに

宮城長五郎は、埼玉県熊谷市出身の検察官であるが、埼玉県にある法学部に在職する者としてこの人物は、研究すべき人物と思われた。「愛と正義の戦士」というと誉めすぎであろうか。わたしは、これまで、原胤昭、有馬四郎助、留岡幸助といった慈善事業的保護事業とかかわりの深い人物たちのことを調べてきたが、今回取り上げた宮城長五郎は、これらの人々の事業の一種のゴールに位置する人物のように思われた。

悪い奴の保護なんかやる必要がないという雰囲気、原たちが活動していたころはまだ強かったが、それがどんどん古い思想となるように、原、有馬、留岡は活動を続けた。彼らは、愛や同情という価値感情を重視していたが、これに正義の要素を加えたのが宮城であろう。原たちの感化教育思想に厳しい矯正思想を加えて、司法保護に現実味を与えたのは宮城であるが、最終的には、その人柄ににじみ出る良質の人間性が、従来の単なる思想検事としてのラベリングに反論を呼びおこさざるを得ないであろう。本稿では、宮城の個性的な人格性と彼の関わる事柄が今に続く問題性を秘め続けていることを多少なりとも明らかにしたかった。

だが、有名な帝国更新会や天皇機関説問題には言及できなかつた。これらは、機会があれば検討したい課題である。

1. 少年～学生時代

宮城長五郎（一八七八―一九四二）は、大正・昭和初期の検察官・政治家である。

今日、宮城長五郎という人は、一方では、悪名高い戦前の「思想検事」の一人として分類されるかと思えば、他方で、保護処分のような成人と比べて少年を厚遇する少年法思想についてそれを当然視しつつも、少年による凶悪犯罪の犠牲となった被害者・その遺族の気持ちを察して成人同様の対応をすべきではないかとも迷う若い研究者にとつては、少年法のあり方についての道標として扱われたりしている^②。

宮城は、明治一一年九月五日、埼玉県大里郡久下九八の農業宮城藤次郎の次男として生まれた。兄弟は四人。兄格之助、姉かく、弟音五郎がおり、音五郎は、東北帝国大学工学部教授で工学博士であり、兄格之助の次男（宮城實）は、大審院判事となつた^③。宮城の生家は、現在の埼玉県熊谷市久下九八にあり、樺の大木が邸に覆いかぶさるように

高く枝を抜げていた、といわれるが、熊谷市立久下小学校（かつて、宮城が通った尋常小学校の後身）の校庭には、大正一〇年に宮城が寄贈した白い石製の二本の門柱が今も屹立している。

宮城家は、農家ではあるが旧家で大地主であった（もつとも宮城自身は、都築・前掲書一〇頁で「我家は資産家でなく全くの水呑百姓であった」と語っている）ため、村民から一目置かれており、そこで、先生は、ほかの子には「やん」とやん付けして呼ぶのに、宮城兄弟に対しては「長さん」「音さん」と「さん付け」して呼んだので、子供たちもまねして「長さん」と宮城を呼んだ。そのため、ただでさえ村のわんぱく者で暴れん坊だった宮城は、一方の餓鬼大将に押し上げられ、宮城の家族を支えてくれた義侠の人である叔父の包吉は宮城の事を評して「長五は剽悍な奴だが、五黄の寅生まれのためか、気が荒くて猛々しい。良く行けば凶抜けた大物になるうが、まかり間違えば箸にも棒にもかからぬ極道者になるじやろ」と言っていた。

この暴れん坊の将来を憂慮した母親は、喧嘩してきた長五郎を叱った。喧嘩に勝って意気揚々としていても、必ず叱った。勝ち負けは問題ではない。母はこの問題児を「このままではお前は世に憚る悪党になる」と臆の中や押し入れに入れて南京錠を卸して懲戒した。長五郎は手当たり次第に物を投げ付け散々暴れて泣きわめくが、長五郎の殺伐たる性格に手こずった母は、それを矯めるために、小鳥や鶏を長五郎に飼育させたが、宮城自身は、この母親の教育が「自分に弱い者を愛するとか助けるとか云う心を養って呉れたように思う。生来の負けじ魂ばかりが伸びてゐたら箸にも棒にもかからぬ乱暴者になってゐたのではないかと思う」と回顧している。宮城は、母親の自分に対する慈愛と理解をよくわきまえており「母は、学問こそないが、子供を育てることについては一つの見識を持っており、それは、子供に出世しろということよりも、人として恥じないだけの堅実な一生を送らせたいという方針であった。」と述懐している。この母親の克己心の強さ、よかれあしかれやり遂げずにはおかない努力家な気性などは自分が譲り受けた

性格だと宮城は思っていた。⁷⁾ 母親の愛すべき人柄については、長五郎兄弟は多弁である。しかし、父については「弟に似た温厚な君子で人と争ったことなどなく全くの好人物であった」と言葉数少なく回想しているが、長五郎が一九歳のとき、永眠した。母親が長五郎を叱っているときは、いつも困ったような顔をして飯を食っている姿しか、長五郎には記憶になかったであろうが、反面、この父は長五郎の性格の難しさや向学心を正確に理解洞察し、将来長五郎を養子に出さずに分家独立させることに決め、そのための一町歩の田畑を用意してくれていた。この父親のことを長五郎としては感謝・敬愛するほかはない。この父が死去した年、長五郎は郁文館中学三年生だったが、藤次郎が病気で倒れたことを母が手紙で知らせてくれた（母親は、文字を独学で勉強したらしい。かな釘流の文字も母親は自分でコツコツと練習したらしく、そんな学歴の貧しい自分の書いた手紙のことを長五郎がほめてくれたときは嬉しげであつた）長五郎は「追試験もあるさ」と肚に決め、二学期の定期試験の受験を断念して直ちに帰郷した。

以下その後の述懐である。⁸⁾ 『：偶然にもその中学が火災にかかり、試験が延期されると云ふ電報が来たので、私は看護に専念することが出来た。「学校にはまことにお気の毒なことだが、おかげでお前にはゆつくりと見舞うてもらへるな」と微笑んだ父を思ひ出す。しかし、不幸なことに、父はそれから二週間を経て五八歳を一期として永眠した。私がつゝめたうすい味醂を最後に味ひつつ逝いた。』この詩人の筆になるようなエレジアックな文章に宮城の父への尊い思い、その死への静かな慟哭が表現されつくしているであろう。

少年時代の宮城の記述が多くなるのは、彼の現代に通じるような少年法思想の根柢にあるものが、少年期の経験に根差しているように思われるからであり、つい筆を費やしてしまう。

宮城は、「社会悪の方面を抑え付ける教化の方法はどう云うのであるかと云うと、簡単に私は「感化教育」と申し

て居ります。感化に依つて社会悪を抑え付ける事で一口に感化教育と申しますが、感化教育の本質は人格と人格の対立である」と語りつているが、さらに「：優劣のある人格の対立で、而して優等なる人格が劣等なる人格を征服致しました状態を感化成れりというのであります」と敷衍している^⑨。

ただし、このような宮城の感化教育に関する考え方は、相互共感性が強調されていない点で今日的には少年愛護精神・人格主義に徹しきれていないのではないかと、という危惧を感じる^⑩。

久下の尋常小学校では、寺子屋教育が行われたことが伝えられている。宮城によると「明治一〇年代、私の通った小学校には師範學校出身の先生はあなかつた。士族と云われた昔の士で、漢学で鍛え上げた魂の持ち主が教鞭を執つていた。言葉だけの教鞭ではなく、本物の教鞭であつて、それは藤で出来ていた。

物覚えがよくないとか、行儀が悪いとか云ふ生徒はこれでピシリと注意される、體罰を加えて注意するのである^⑪」
という具合に、当時上州寄から秩父へかけてこの地方一帯には昔のままの殺伐な氣風が残つており、今から見ると、乱暴なようであるが、厳しく扱わなければ当時の学童は身に応えないという常識があつたらしい^⑫。

久下の尋常小学校を出た後、熊谷の高等小学校に入ったが、長五郎が一五〜一六歳になつた頃から父藤次郎は、長五郎が分家して農業を営むようになった後の準備として、長五郎に農業の手伝いをさせるようになった。藤次郎は、手取り足取り農業を教えてくれたが、長五郎は「人間は落ちぶれたときに百姓が一番楽に生活できるのであるから、是非とも百姓仕事を全部覚えなくてはならぬ」という心遣いが心底にあつた^⑬ので農業に精進したが、高等小学校を出たころには、同窓生があるいは、慶應義塾に、ある者は学習院に進んだりしていることに刺激されていた。

長五郎が称賛した故郷の久下村は「南境に荒川が流れてゐてこれを見た目をそのまゝ上げると富士の高根を足柄越しに仰げる、…富士の真北に位してゐるのである、真西には浅間山が煙を吐出してゐる、北方は榛名赤城などの連峰

が眺められ、東方は田園遠く常陸の方に開け唯一の筑波山だけが突兀として聳えてゐるのが奇観である、風景は平凡であるが至つて雄大である、春夏の朝、秋冬の夕、この景観に接して恍惚となつたことを今でも思ひ出される」と詩的に紹介されるが、高等小学校を出たころ、長五郎は農耕に汗を流したあとこの深沈として暮れてゆく山々を眺めながら、輝かしい前途の希望を抱いて東京に遊学してゐる同窓の友の上に思ひを走らせ、翻つて「手に鋤鋤を持ち、日の出とともに働き、日暮れとともに休むという」田舎に朽ち埋もれる自分とを引き較べて負けず嫌いの長五郎には鬱勃たる向学の志がいよいよ胸奥に燃え上がるのを抑え難く、農作業後、家に戻つてからは夜業仕事の寸暇を盗んでランプの下で一心に読書して、両親を驚かせた。¹³⁾

しかし、当時の埼玉県には公立の尋常中学は一つもなく、村から二〇キロほど離れた加須の不動ヶ岡に中学程度の私立英和学校（現・埼玉県立不動ヶ岡高校）がある程度であり、東京へ出ることには両親が反対するので、長五郎は久下村から一二キロのところにある松山町在野本村の浄土真宗了善寺（住職・嵩俊海）の私塾に入った。僧侶になつたかたつたのではなく、少しでも学問につながるのありそうな場所を渴仰したのであるう。もともと、日本では戦国時代ころまでは、学問と言えば仏教の学修を意味していた。¹⁴⁾

了善寺は寺格こそ高いものの、俊海師の父祖が財産を蕩尽したため、俊海師が寺を継いだとき、寺は困窮し紙もないので、俊海師は、地面に砂を撒いて習字の稽古をしたといわれるほど貧しかったが、本人はいたつて金銭に恬淡とした謹厳有徳の人であり、月一斗の米を持参すれば内弟子として置いてくれる。長五郎も他の二名とともに入塾を許された。長五郎は、ここで漢文の素読を教わつたが、弟子なので飯炊から拭掃除・買い物・風呂焚きもさせられた。

生家の農作業からは解放されたものの、寒風冷雨を衝いて二〜五キロ先の町へ買い物・走り使いをさせられても長五郎は決して嫌な顔を見せない。俊海師は、こんな影日向のない性格の長五郎に見所があると感じた。しかも、後の法

律家として大成することの基礎となったドグマティックな資質は、仏教理解における論理力の鋭さとしてもあらわれているのを俊海師は驚きをもって感じ取ることがあつたらうと想像され、母親に「長五郎を僧侶にしてはどうか」と相談に来た。たとえば、長五郎は「仏教では、人生は無だ空だというのに、一度転生して永遠に極楽に往くとか、永遠に有体として輪廻転生するといったりもする。矛盾しているのではないか。無なのか有なのかどちらなのか」などというような普通人が取り立てて疑問としていないことを考えることが多かつたのだろう。しかし、長五郎の性格を知り尽くしている母は、「長五郎は強情な子なので、無理に僧侶にすれば、生臭坊主になるでしょうから」と妙な太鼓判を押して俊海師の申し出を丁重に謝絶した¹⁶。

その後、長五郎は、俊海師の許可を得て了善寺と同じ松山町にある浄福寺の英語塾に通った。浄福寺住職の渡邊了純師は、大谷教校出身のインテリ僧侶で俊海師とは義兄弟の關係にあり、漢詩文のほか英語も教えることが出来たが、長五郎には英語習得による東京遊学への目的が潜在していたものと窺われる。ところで、これまで長五郎の両親がその東京遊学に反対していたのは、従来、久下村から東京に出て行った青年の多くが村に帰ってきてても、農業もせず空虚な政談演説をぶつたり、小理屈を云うだけの生意気な遊民として国の「余され者」になる例を数多く見ていたからであった¹⁶。しかし、これまでの経緯をみて長五郎の向学の決心が容易ならざるものであることを知り、次第に両親の考えも変わってきていた。

そうしたおり、長五郎は一八歳の時、郷里を出奔し、寺院への入塾など回り道をしたため他の平均的な生徒よりも入学時の年齢が高かったが、密かに東京本郷の郁文館中学に入学してしまい、両親にそれを知らせると、驚かれはしたものの、両親は長五郎の分家独立のために用意してくれていた一町歩の田畑を学資に充てることを認めてくれた。

ところで、長五郎の弟音五郎（一八八三—一九六七）は、温厚な性格で理系的に頭脳明晰であることは長五郎も認

めていたが、この弟は気難しく荒っぽい兄のことを敬愛していたし、兄もまたこの弟をわが息子のように可愛がっており、二人は生涯を通じて喧嘩・口論をしたことがない、と言われるほどうらやましいような兄弟関係であった。¹⁸⁾

明治三〇年、長五郎一九歳・音五郎一五歳の年、父藤次郎は死去したが、その翌年、熊谷にも公立の尋常中学ができたが、病弱な音五郎は熊谷まで通うことが出来なかつた。体が弱くて農業も学問もできそうにない音五郎の将来を心配した母は、音五郎を上野の桜木町にある薬学校に入れて薬剤師にして薬種商の店でも持たせたいと願い、長五郎に対して「そういうわけだから、お前、音五郎の父親代わりになって、音五郎と一緒に上京して薬学校に通わせてやってくれないか」と相談した。長五郎は母の気持ちと同じであつたが、音五郎の頭脳明晰ぶりを誰よりも知っていたので、百尺竿頭更に一步を進めて、薬学校よりも郁文館中学に入れた方がいいのではないかと考え、夏休み中にできる限り、数学・英語を教えたが、幸いもともと頭のいい音五郎は郁文館中学二年に入学を許された。さらに音五郎の健康状態は東京暮らしで不思議なことにみるみる改善し、二人で久下に帰郷して、母親に対して薬学校ではなく郁文館中学に入学したことの了承を得た。

宮城兄弟は、三村塾(舎監の三村陳政氏の名にちなむ)といわれた学校の寄宿舎の同じ部屋で机を並べて勉強したが、長五郎は常に首席、音五郎も首席となり次席となりしながら、明治三二年長五郎が、明治三四年に音五郎がそれぞれ郁文館中学を卒業し、両人はその好むところに従い、兄は法科、弟は工科へと進むのだった。¹⁹⁾

明治三二年に宮城は、中学の課程を終え第一高等学校に入学してフランス法を学んだが、有名な新渡戸稲造(一八六二—一九三三)が校長として第一高等学校に赴任するのは、明治三九年のことなので、宮城と人格主義を標榜した新渡戸との出会いはない。むしろ、宮城は当時の学生の多くがそうであつたように、書生然として肩で風を切つて粹がつて歩く弊衣破帽の学生であり、上京していた熊谷の高等小学校時代の同窓生達としばしば会食して、斗酒なお辞

せずといわれたほど酒を呑んで牛鍋をつついて豪傑を気取って歩くという日々をおくった。

しかし、「飲む、打つ、買う」の遊び人として墮落するのではなく、逆に酒は飲んだが、「宮城の頑張勉強」と言つて、飲酒して酔っ払って相手に議論を吹っかけて煙に巻いて、呵呵大笑するような書生生活を送っていた。²⁰ 後年、新聞記者らから、「長五郎親分」とあだ名される素地はあったようである。もちろん、当時の学生の多くが経験した「煩悶青年」状態に宮城も多少なりとも陥り、「この世で成功して何になるのか」と懷疑主義的になって、本郷壺岐坂教会で海老名弾正（一八五六—一九三七）の説教を聞いたり、禪に関心を抱いたりしたが、結局宗教には深入りせずに司法官をめざして東京帝国大学法科大学に入り、「法と道德の峻別」という問題を心から理解できないまま明治三九年七月に卒業した。²²

2. 判検事時代（赤旗事件主任判事）

明治三九年、東京帝国大学を卒業した宮城は、司法官試験に採用されて千葉地方裁判所勤務を命じられた。司法官試験は、高等司法科試験に合格した者が、裁判所や検事局で実務修習に当るもので、現在の司法修習生に相応するが、第二回試験に合格すれば判事・検事に任命されるが、宮城は高等司法科試験の成績が振るわなかったのであろうか、東京地裁勤務として残らず、千葉地裁勤務となつてしまった。宮城の心中には母親も心配した負けず嫌いな性格が頭をもたげ、「二回試験には優秀な成績をおさめて東京に戻ろう」と志し、同様な境遇にあつた秋山高三郎や小幡豊治という二人の友人とともに猛勉強に励んだ。

宮城より一個年上の小原直（おばら なおし 一八七七一—一九六七）²³ が、幸い、すでに千葉地裁に検事として勤務し

ており、二回試験のコツや出そうな問題を教示してくれた。宮城は、二人の友人とともに酒杯を傾けては勉強し、向上心に燃え議論するが、はた目には単なる口喧嘩にしか見えなかったこともある。

それどころか、酒が回ると三人の若者は、「日本の将来の司法はわれらが双肩にかかっている」といわんばかりの万丈の怪気炎をあげる。隣室には、千葉弁護士会の会長がいて、若者達の盛んな意気を応援するのではなく、むしろ冷笑して嫌味を言ったようだ。もともと、何かに触れれば荒れやすい関東武士の血が流れている宮城は酔いも手伝って、あろうことか他の二人とともに弁護士会会長を袋叩きにしてしまった。そのせいで、この会長は、気絶して真夜中に戸板に乗せられて帰宅し、階段から蹴落とされたという尾ひれをつけた。事態は少なからず深刻化した。土地の弁護士たちが結束して会長に声援を送り、宮城ら三人の試験は、当然ながら傷害罪で千葉区検事局に告訴された。さすがに、宮城らはしよげ返った。

しかし、上司の瀧川長敬検事正は三人の有為の青年を葬るにしのびず、被害者たる会長宅を暮夜密かにたずね、三試験への監督不行き届きを謝罪して内済方を懇願した。他方、会長もとは判事で、官界の空気をも知っていたためか、野暮を言ってそれ以上事態をこじらすことなく、三人が反省してくればそれでかまわないとあっさり告訴を取り下げてくれたため、事態は意外なほど円満に解決した。

だが、三試験の中で一番先輩格の小幡は責任を感じて辞表を出したが、本省はこれを受け取らず、豊橋に転任させるにとどめた。秋山と宮城は、二回試験がそれぞれ、二番・一番で極めて優秀だったためか、宮城は東京地裁判事、秋山は東京地裁検事に任官することが出来た。²⁵

こうして、明治四一年、宮城は三〇歳で東京地裁第四休暇部裁判長島田鐵吉のもとで陪席判事を務めることとなった。

記念すべき初事件は、日本史に名を残す「赤旗事件」²⁷である。そして、その判決理由書は、宮城が判事として書き残した唯一の重要判決といわれる。

事件については、宮城自身も書き残しているが、事実の概要は次のようなものであった。²⁸すなわち、

「その事件は、山口（義三）孤剣（一八八三—一九二〇）が治安警察法（社会主義に関する新聞記事のため）に引っかけた監獄に入り、監獄を出てきたので、その出獄歓迎会と云ふものを神田錦町の「錦輝館」で行った。元来監獄から出てくるといふと、大概の者なら、相手にもされないのに、この山口孤剣の出獄については、石川三四郎（一八七六—一九五六）が主催者となって歓迎会を開いたのである。歓迎会が終わってから竿の先に赤い旗をつけて神田の町を練り歩こうとしたのである。

警察としては、これを許しておくわけがなく、直ちにそれを禁止したのである。だが、警察官が制止したにもかかわらず、なお赤旗を立てて神田の町を歩こうとするので、警官との間で旗の奪い合いが始まった。この奪い合いの結果公務執行妨害というのでそれぞれ検拵された、という事件であった」と宮城は公訴事実の概要を説明している。この事件が原因となって明治四三年の大逆事件が起こるのだが、被告人たちは検事局と異なり裁判所の判事は理解があると感じて静謐に審理を受けたものの、判決内容は非常に重く、刑の宣告を受けたのち、被告人は万歳を叫んだが、上訴はせずに刑に服したのであった。

以下、主任陪席判事だった宮城の書いた判決・主文・理由を抄すると、以下のとおりである。すなわち、

【判決】

堺利彦、山川均、大須賀さと、百瀬晋、村木源次郎、大杉榮、荒畑勝三（寒村）、佐藤悟、徳永保之助、森岡永治、

宇都宮卓爾、小暮れい、山川マツ、菅野スガ

右被告一四名ニ對スル治安警察法違反及官吏抗拒被告事件ニ付當地方裁判所ハ檢事古賀行倫干與審理ヲ遂ゲ判決スルコト左ノ如シ

【判決】

被告大杉榮ヲ重禁錮二年六月ニ處シ罰金二五圓ヲ附加ス、但シ前發罪ノ刑重禁錮一年六月ヲ通算ス

被告堺利彦、山川均及森岡永治ヲ各重禁錮二年ニ處シ罰金二〇圓ヲ附加ス

被告荒畑勝三及宇都宮卓爾ヲ各重禁錮一年六月ニ處シ、罰金一五圓ヲ附加ス

被告大須賀さと、百瀬晋、村木源次郎及佐藤悟ヲ各重禁錮一年ニ處シ、罰金一〇圓ヲ附加ス

被告徳永保之助及小暮れいヲ各重禁錮一年ニ處シ罰金一〇圓ヲ附加ス、但シ五年間刑ノ執行ヲ猶予ス

被告山川均、大須賀さと及小暮れいハ治安警察法違反被告事件ニ付キ孰レモ無罪

被告山川マツ及菅野スガハ各無罪

公訴裁判費用金一圓二〇錢は被告堺利彦、山川均、大須賀さと、百瀬晋、村木源次郎、大杉榮、荒畑勝三、佐藤悟、徳永保之助、森岡永治、宇都宮卓爾、小暮れいノ連帶負担トス

押収品ハ差出人ニ還付ス

【理由】

被告堺利彦、山川均、大須賀さと、百瀬晋、村木源次郎、大杉榮、荒畑勝三、佐藤悟、徳永保之助、森岡永治、

宇都宮卓爾及小暮れいノ二人ハ明治四一年六月二日石川三四郎外數名ノ者ガ社會主義者山口義三ノ爲メ其出獄歡迎會ヲ東京市神田區錦町錦輝館ニ於テ開催スルニ當リテ之ニ出席シ、被告山川均、百瀬晋、村木源次郎、大杉榮、荒畑勝三、佐藤悟及宇都宮卓爾ノ七人ハ同會出席ノ料トシテ豫メ無政府又ハ無政府共產ト表示シアル赤色旗一旒ヲ作り置キ、被告百瀬晋、荒畑勝三、佐藤悟及宇都宮卓爾ノ四人ハ同會日被告堺利彦方所藏ノ革命ト表示シアル同色ノ一小旗ト共ニ前記二旒ノ大旗ヲ携ヘテ參會シ、之ヲ同會會場内ヘ差置キタルモノナリ、而シテ同日午後六時頃右會場内ニ於テ前記三旗ヲ打振りツツ、明治四一年一月一日發行日本平民新聞第一五號所載ノ革命ノ歌ヲ謳ヒ、無政府黨萬歳又ハ無政府主義萬歳ヲ絶叫シ、次テ同會ノ閉ヅルヤ、被告大杉榮、神川マツ前記無政府ト表示シアル一旗ヲ翻シテ街路ニ出テ、被告勝三他ノ一旗ヲ翻シテ後方數歩ニ從ヒ、被告村木源次郎及百瀬晋ハ無政府黨萬歳ヲ諠ビツツ、被告佐藤悟、徳永保之助、森岡永治、堺利彦及宇都宮卓爾ト共ニ右被告大杉榮、荒畑勝三ニ隨行シ、不穩ノ状態ヲ示シタルニ付キ、豫テ同所附近ヲ警戒シ居リタル神田警察署詰警視廳巡查大森今朝太郎ハ治安ヲ妨害スル者ト認メ、同館前ノ街路ニ於テ旗ヲ翻シテ歩行スルコトヲ禁止シタルニ拘ラズ、之ニ從ハズシテ猶モ被告大杉榮及荒畑勝三八旗ヲ翻シタルマヽ進行シ、被告百瀬晋、村木源次郎、佐藤悟、徳永保之助、森岡永治、堺利彦及宇都宮卓爾ノ七名ハ之ニ隨行シタルモノナリ、是ニ於テ右大森今朝太郎等數名ノ警察官ハ其ノ赤旗ヲ押収シ其犯人ヲ引致セントシタルニ被告堺利彦、山川均、大須賀さと、百瀬晋、村木源次郎、大杉榮、荒畑勝三、佐藤悟、徳永保之助、森岡永治、宇都宮卓爾及小暮れいノ二人ハ同館前ヨリ其附近高等商業學校前迄ノ街路ニ於テ不法ノ腕力ヲ以テ

左記ノ如ク職務執行ノ妨害ヲ爲シタルモノナリ、即チ

甲、被告大杉榮ハ同館前ニ於テ右大森今朝太郎ヲ始メトシ、神田警察署詰警視廳巡查瀬戸佐太郎、同石丸次郎ガ被告大杉榮ノ所持スル處ノ無政府ト表示シアル赤旗ヲ押収セントシタルニ其旗竿ヲ控引シテ之ヲ拒ミ、被告徳永保之

助、森岡永治、堺利彦モ亦被告大杉榮ニ助成シテ大杉榮同様ノ動作ヲ爲シ、尚被告大杉榮ハ同館前ヨリ前記學校前ニ至ル街路ニ於テ同署詰警視廳巡查杉浦存八、同宮園伸依、同崔市助等ガ更ニ之ヲ押収セントシタルニ被告百瀬晋ト共ニ前同様ノ動作ヲ取りテ之ヲ妨ゲ、被告佐藤悟及村木源次郎ハ前記學校前附近ニ於テ被告大杉榮ノ後ヲ享ケテ夫々前記赤旗ヲ所持シ居リタル際同署詰警視廳巡查後藤栄吉、同前田惣吉、同宮園伸依すが其赤旗ヲ押収セントシタルニ被告堺利彦、山川均、大須賀さと、小暮れいと共ニ被告大杉榮同様ノ動作ヲ取りテ之ヲ妨ゲタリ、其後前記赤旗ハ被告神川マツノ手ヲ經テ堀ヤスニ渡シ、更ニ轉ジテ被告大須賀さとノ所持スルトコロトナリタリ、是ニ於テ同署詰警視廳巡查横山玉三郎ハ前記學校附近ニ於テ被告大須賀さとヨリ其ノ所持スルトコロノ赤旗ヲ押収セントシタルニ被告大須賀さとハ被告山川均及徳永保之助ト共ニ或ハ旗竿ニ取纏リ或ハ旗竿ヲ控引シテ押収ヲ拒ミタルモ、前記石丸巡查来リテ右横山巡查ニ助力シタルニヨリ被告徳永保之助ハ双手ヲ擧ゲテ右石丸巡查ノ胸倉ヲ壓シテ防止ニ努メタリシモ被告等ノ力遂ニ及バズシテ押収セラルルニ至リタリ、尚ホ被告森岡永治ハ前記錦輝館前ニ於ケル抗拒ノ際赤旗ノ押収ニ従事シタル前記大森巡查ノ左手第一指ヲ噛ミ、疾病休業四日ニ至ル創傷ヲ負ハシメ、被告大杉榮ハ前記學校前附近ヨリ神田警察署ニ引致セラルル途上無政府萬歳ヲ連呼シ且ツ拳ヲ以テ被告ヲ引致シタル前記崔巡查ノ右肋骨ヲ突キテ抵抗シ

乙、被告荒畑勝三八同館前ヨリ前記學校前ニ至ル途上ニ於テ神田警察署詰警視廳巡查杉浦孝八、同水口永之助、同小林三郎、同石丸次郎ガ前記ノ如ク被告ノ所持シ居リタル無政府共産ト表示シアル赤旗ヲ押収セントシタルニ旗竿ヲ控引シテ之ヲ拒ミ、被告百瀬晋及宇都宮卓爾ハ被告荒畑勝三ニ助勢シ被告荒畑勝三ト同様ノ動作ヲ取りテ之ニ抵抗シ、其際被告宇都宮卓爾ハ右石丸巡查ノ胸倉ヲ押シ、又被告百瀬晋ハ引致セラルル際、右小林巡查（被告

百瀬晋ヲ引致シタル者ノ左腕ヲ噛ミテ休業スルニ至ラザル程度ノ創傷ヲ與ヘ且ツ同署内ニ至ルマデ被告荒畑勝三ト共ニ旗竿ニ取り突キ居リタルモノナリ

起訴された一四人は、錦輝館を出たあと、赤旗をかかぎて町を歩いたことが治安を害する行為として治安警察法違反とされるとともに、所携の赤旗を押収しようとした巡査に抵抗した行為が官吏抗拒罪（旧刑法一三九条一項）四月以上四年以下の重禁錮、五円以上五〇円以下の罰金附加²⁰、その際、大森巡査に四日間の休業に至る創傷を負わせた行為は刑法三〇一条二項（一年以上一年以下の重懲役）の殴打創傷罪、旗を掲げて行進した行為に関する治安警察法は、罰条は多いものの、その法定刑はすべて罰金刑や軽禁錮にとどまっている（治安警察法一九条）三一条参照、ただし、三一条だけは、一八条で禁止された爆薬物携帯行為等に六月以下の重禁錮を法定していた。

こうして、一四人の宣告刑は、官吏抗拒罪、殴打創傷罪、治安警察法違反を理由に、観念的競合（旧刑法一〇〇条一項）として最も法定刑の重い官吏抗拒罪を中心に科刑されたと考えられる。

検察官は、一四人全員の有罪を主張していたものの、結局、神川と肺結核に罹患していて暴力には加われなかった菅野スガ（一八八一―一九一一）との二人の女性被告人については、被告人の主張通り無罪とされた。有罪とされた者は例外なく上訴していない。これらの点では、宮城の裁きは、後年の大逆事件のように、社会主義者全体の撲滅を狙ったフレームアップの疑いはなく、公正なものだったと考えられる。もちろん、防犯カメラの映像などない時代であるから、現場にいた警察官と被告人らの供述だけで事実認定されたのであろうが、有罪者に対する宣告刑は、宮城自身も「非常に重かった」と認めている。被告人らも、もつと軽い刑の言い渡しを予想していたようであった。宮城の人柄からすると、実行者と認められる者に関しては、一般市民への見せしめ（一般予防）ではなく、本人らへの教

育的戒めとしての特別予防的意味を持たせたかったのであろう。後に発生する大逆事件（明治四三年）に関しては、アナキストの大杉榮（一八八五—一九二三）、第一次日本共産党（一九二一—一九二二—一九二四）の成立を牽引した荒畑寒村（一八八七—一九八二）、堺利彦（一八七一—一九三三）、山川均（一八八〇—一九五八）の四人は、赤旗事件で獄中にあつたため、冤罪（フレイムアップ）として処罰される余地もなかったが、むしろ、無罪放免された菅野スガの方が、幸徳秋水（一八七一—一九一一）らとともに絞首刑に処せられたのは皮肉なことであつた。³¹

3. 司法省時代

こうして、宮城は判事生活四年二か月の後、大正二年五月、東京区裁判所検事に異動した。当時東京地方裁判所検事局の次席検事であつた小原直の推輓と畏友秋山高三郎の勸奨が預かつて力があつたといわれる。³² その生涯において検事としての印象が強い宮城ではあつたが、宮城は役人生活の最初から検事になりたいと必ずしも熱望していたわけではないことに注意すべきである。当時、検事という仕事が庶民からどのように見られていたかは、茨城県出身で東京帝国大学を卒業して直ちに司法官試補となつた刑法学の泰斗宮本英脩（一八八二—一九四四）の逸話が参考になる。宮本は、明治四〇年五月東京区裁判所詰の予備検事を経て、六月に同検事兼東京地裁検事となつて扶養すべき係累の多い境遇だつたので経済的地位を安定させたにもかかわらず、宮本の母親は「よせよせ、検事は人をとつつかまえ、悪く言うのが商売だ。そんな人の悪いことをするな」と言つて、明治四五年二月に判事（東京地裁）に職を変えさせた（その後、京都帝国大学法科大学助教授に就任）³³ というが、宮城の生きていた時代とほぼ同じ時代の話である。宮城も、「人をとつつかまえ、悪く言う、人の悪い」という世間から評判の著しく悪い仕事を、ことさらやりたいとは

思わなかったはずである。

結局、検事という職が結果的に宮城の性分・能力に合っていたことと、また、不可思議な人と人をつなぐ縁の力が働いていたという環境的側面が宮城を「世に名を残す」検察官へと押し上げることとなった、という観がある。

すなわち、宮城が検察方面に転身した当時、わが国の司法権は目覚ましい跳躍を遂げた時代であり、司法部の大御所といわれた平沼騏一郎（一八六七—一九五二）が、刑事局長、検事総長を歴任して部内に重きをなし、鈴木喜三郎（一八六七—一九四〇）が、法務局長、次官を務めて声望があり、東京地裁検事正には小林芳郎（一八五七—一九三六）が七年二か月の長きにわたってその椅子を占め、検察の向上に努力していた時である。この検事正の下で次席検事小原直が優秀な検事を集めて検察陣の強化を図っていた。³⁴ この検察の華々しい活動を見聞して宮城の正義への功名心は大いに刺激されたものの、もとより、少年時代に母親をてこずらせた強情な性格があらわれて、圭角の多い人柄であり、たとえ上司であっても自分の意に満たなければ容易に自分を曲げない。このような正義感が強く、信念に生きることの厚いのが宮城の性分であったため、組織の安易な利益のみを計算する世界は面白いはずがない。検事になりはしたが、一本気な性格が災いして四か月後、検事から司法省参事官に転じて法務局勤務となった。司法省入りは栄転の外観をもつが、現実には検察から敬遠されたのである。

宮城は、役人の人生論について書き残している。「凡そ役人の勤め振を見るに二つの型がある様だ、事勿れ主義とて進んで仕事を仕様とはしないで唯上役の機嫌をとることに腐心しこれによって出世せんと心がくる型が一つ、出世の如きは敢へて心にもかけず、唯仕事第一と心がくる型がひとつである、

事勿れ主義では、上役の機嫌をとることを第一義として居るから、派閥が出来易い、従って事勿れ主義者が天下に横行すると、往々國家社會の前途を暗くすることもある。仕事第一主義者は、中々出世が六ヶ敷しい、しかし國家社

會の前途に光明を與ふるものはこの仕事第一主義者である、國家社會を累卵の危きより救ふものもこの仕事第一主義者である……」

宮城自身は、職務にかけては熱心かつ綿密であり、人に憚られるほど熱心だったといわれる。

司法次官を兼任することとなった鈴木喜三郎法務局長（のち、政治家へ転じて立憲政友会第七代総裁となる）は、大正三年四月宮城を法律取調會幹事に任じ、民刑訴訟法改正の調査と破産法の調査を命じた。宮城の能力を引き出したのは、鈴木喜三郎である、といえよう。

後に大審院院長をつとめた長島毅（一八八〇—一九四七）は、司法省の官僚としては宮城の後輩であったが、真夏の西日の強い警視庁内にあつた酷暑の参事官室で、赤鬼のような顔になって立案に没頭する宮城の悲壮な顔を見て同情した後輩たちが、窓際に青桐を植えて日差しを和らげる工夫をした逸話を紹介している。³⁵

司法省刑事局には、大正一〇年から参事局の宮城と直ぐに飲酒仲間になつた林頼三郎（一八七八—一九五八）がいた。林は、生年月日が宮城より三日遅いだけであるし、出生地は宮城と同じ埼玉県（行田）である上に、二人とも酒豪である等、共通点が多い。狭量ともいえる宮城の組織内の性格的マイナス面をしばしばフォローしてくれる女房役的な友人であつた。

のちに宮城が、東京地裁検事正となつて、昭和七年「血盟団事件」の捜査にあつたとき、司法大臣は鈴木喜三郎、続く「五・一五事件」の懸命な捜査のとき、検事総長が林頼三郎という司法省時代の仲間だったことは宮城の大胆細心な捜査を心強く支えたであろう。

半面、なくて七癖、宮城にも、理想的とはいひ難い癖、つまり公務終了後の酒癖にまつわるエピソードが少なくない。³⁶

林頼三郎は「当時の司法省はいずれも酒豪揃ひで朝からプンプン句はせている者もあつた位で宮城君も相當のもの

でした。：飲んで回る半面、勉強も命がけに努力したものでした」と語っている。前記長島毅は「公務の終了した或る夜、徹宵飲んで引き上げると：宮城君の姿が見えない：御本人は、其時料亭の二階から転げ落ち軒下の溝の中で其儘、明け方まで寝込んでゐたなんてこともあつた」という嘖き出すような話も伝えている。これらの逸話は、今日ならば、公務員の倫理に悖る不祥事として大々的に報道されるであろう。しかし、そのようなある意味牧歌的な時代であり、多くの人々が大騒ぎせず、当時は酒にまつわる話題を懐旧の種にしてしまうのも事実であつた。³⁷

大正一〇年六月一三日、宮城は司法省大臣官房保護課長となつた。いよいよ、宮城の本領発揮の時代が来るのである。

4. 出獄者保護（精察主義）と少年保護（寛厳互存）

大正一一年保護課長の辞令を交付され、前任者であり、監獄局長に栄転した山岡萬之助（一八七六一一九六八）の後継者となつた宮城のもとへ、珍客が面会を求めてきた。それは、後世「更生保護の父」と呼ばれた原胤昭（一八五三―一九四二）である。原は、兵庫仮留監教誨師であつたころ（明治一七―二一年）から内務省監獄局（監獄局は明治三三年に司法省に移管された）の懲戒主義に絶対反対の立場をとつていたことと、社会事業家としての原を支えていたのは内務省を中心とする、たとえば窪田清太郎（内務省参事官 一八六五―一九四六）のような人々であり、原のそれまでの活動は決して司法省に近いものではなかつたことから司法省に係ることはほとんどなかつた。³⁸

宮城は、更生保護の大先輩である原胤昭の名前は早くから知っており、かねがね会いたいと思つていたが、実は令

名というものではなく醜名という部類で原の名前を知っていたのであった。すなわち、「原さんは保護しないでもよいやうな者をよりぬいてそれに手をかけ、それで保護の成績がよいと、世に吹聴してゐるが、保護しなければならぬ者には手をかけない。それだから、成績の良いのは当たり前のことである。それを仰々しく廣告するのだからけしからぬと云ふ者もあつた。更に進んでは、唯廣告するばかりなら愛嬌があるが、成績のよいことを廣告して寄付を集めてゐるのだから恐れ入る次第である」などという醜聞として原の噂を聞いていたのだが、宮城には、凡百の市民をはるかに凌ぐ「勘」の鋭さがある。⁴⁰原についての浮世の噂話を聞き流しているうちにどこかから「原胤昭は、何かある人物」という閃きが沸いたようだ。

原は、どうして自分と会いたがるのか。会うなら、山岡前保護課長でもよかつたではないか。原（当時六九歳）と宮城（当時四四歳）の面会は、原にとつても、宮城にとつても、それぞれ自分の人生を賭けた特筆すべき瞬間であつた。

（1）原胤昭と精察主義

司法省を訪れて宮城に面会した原は、眼光炯々たる宮城の異相をみてどういふ印象を持ったことであろう。原ももとはといえば、江戸南町奉行所与力であり、宮城同様捜査官としての職業についていたのだから、宮城を見てただちに「この人は本物だ」と感じたかもしれない。

原は、穏やかに丁寧に切り出した。「私は、東京保護会という出獄人のための保護会をやつておる者ですが、これまでの司法省は、出獄人でありさえすれば、だれかれの区別なく保護しなければならぬという方針をとつておりました。それだから、私はこれまで司法省にあまり出向きませんでした。本日は久しぶりで司法省の門をくぐつたの

でございます。」そして、「宮城様が一切をひとまとめにして保護事業をおやりになるということを新聞記事で知りまして、刑余者の身を案じる余り、司法省が保護事業につきどのようなお考えをもっておられるのかを知りたいがためにお訪ねした次第でございます」と初対面の挨拶をした。

「わかりました。ただ、わたくしは、初めて保護事業に手を染めるので、保護事業の本質は慈善活動的社會事業ではなく、刑事政策的社會事業だから、刑事政策に基づいて事業が実行されなければならないと云ふことだけは知っておりますが、実際どんな具合にやっておりますかということになると、一向判らないものですから、遠慮なくそれらの點をお話していただきおしえてもらいたいです。」と宮城は出獄者保護事業においては、一日の長どころか一日以上の長を認めざるを得ない原に問題提起を含めた最初の發言をするように勧めた。原は、変な銜いも外連味もなく、「私が實行している保護事業は、司法省の方針とは違つているので参考にはなりませんまいが」という前置きから始めた。宮城にとつては、そこを明瞭に知りたい。「どう云ふところが違つてゐるのですか」と突つ込んだ。あたかも、証人尋問における証人に対する検事の尋問のようだ。そして、原も与力出身だから、その辺の呼吸は一致する観がある。

原は言う。「はい、司法省では官制に『出獄人保護事業』としてあるその文字通り、出獄人でありさへすれば、誰彼の區別なく保護しなければならないと云ふてゐるのですが、私は殊更出獄人に區別を立て保護の仕甲斐のある者は、これを保護し、保護するの甲斐のない者は、保護しないこととして來たのであります」と。宮城は、更に聞く。「保護の仕甲斐とはどういう意味ですか」その宮城の問に対する原の回答こそ、保護事業の根本にかかわる点であり、この部分に関する原の言葉は細かい点までよく書き残されており、宮城は、その場でメモを取りながら話を聞き続けたように思われる。^④

「それはですね。私が暫くここ（保護会）に居れ、そのうちよい方針を建ててやるからと（出獄人に）申せば、何の文句もなく、私の處で起臥し、國本へ詫びをしてやるからそれが叶ったら、帰って手助けをせよと申せば、その通り実行し、金を以て出歩いては為にならぬから預けて置け、必要ときには渡してやるから、と申せば、作業賞與金全部を預けるというやうに、つまり今日までの私の生活体験から割出して、これが最も適切な方法だと信じた私の言葉に従って来る者は、保護の仕甲斐があると申してよからうかと存じます。ところが、中には随分、私を手こずらせる者もあります。わたしがここに居れと申せば、早く仕事に有付きたいもので、それ（仕事が決まるまでの期間）も永いことはなからうから、その間（保護会ではなく）木賃（安宿）に居ります。そう永いことはないのだから、ここに居てもよいではないかと私が諭すと、（保護会には）他にも世話になつて居る者があるようでご迷惑だらうからとか何とか申して、私の膝下を離れて、自由な境涯に居ろうとする者、國元へ詫びをしてやるなど、私が申すと、親兄弟が金を出して被害を弁償して呉れば、自分はこんな身體にならなかつたのだ。親兄弟がけちん坊なため、こんなことになつたのだ。詫はさきから云ふて来るがよい。」という具合に出獄者の心は荒んでおり、孤立した生き方を望んで原の助けを断つたり、親兄弟をもかたくなに逆恨みして、原の助言にも素直に耳を貸さない者が多いようだが、それでも原はなるべく説得を続ける。「それなら、詫を云ふことはやめて、唯話をつけることにしよう。立派な親兄弟のやうだから、話せばわかることに違ひはないと私が諭しても、捨て置いて下さい、ここで辛抱するから、と既にやけ気味になつてゐる者、こう云うやうな者は折角世話しても永續きはしませぬ。逃げ出すか、検査せらるるかが落であります。」原の保護活動は、出獄者の再犯率が低いという特色があり、このことは比較的早いうちから、原が再犯に陥りやすい人間かどうかを見抜く前述のような経験則的な基準や鋭い勘を持つていたことを物語っているとと思われる。

原は続ける。「これに反して、私の云ふなり放題になつてゐる者は、勿論再犯などはしません。月日の経つと共に益々立派になつて、世の中に活動してゐます。こういうやうなのは實際、保護しても楽みで、世のため、本人のため、保護の仕甲斐があるのです。近頃は新たに監獄から出てきて、直接私のもとへ身の振り方の相談をするために訪ねてくる者のなかには、再犯することが分かり切つてゐる悪者もおりますが、大体は、仕甲斐のある者が多いので喜んでおります」と原流の更生援助法について至つてわかりやすく説明してくれたので、もともと原と同じような考えを腹藏していた宮城も原の話を自分なりに纏めて原に確認してみた。

「すると、原さんの実行している事業は出獄人なるがゆえに保護するということではないのですね。刑罰を執行され、そのおかげで改悛し、監獄を出てきたものの出獄人の悲しさ、親族故旧は構つては呉れず、身を寄せるところはないし、職に就くことは出来ない、賞與金のある間は生活に不安はないが、それがなくなつて心細くなつて来ると、こうなるのは自分も悪いが、社会だつてもよくはない。改悛を続けてこのまま餓死を待つてゐるのは愚の骨頂だ。一つ積極的にでてやれとて、自暴自棄の極、再度罪を犯すやうになるから、それを保護して身の立つやうにし、世に出してやると云ふのですか」間髪を入れず、原は答えた。

「全くそうなのです。ただ、残念ながら司法省では、この点を理解せずに私のことを海老鯛主義の詐欺師的な奴というやうな噂を流しているようだ。

宮城さんは、今度一切の保護事業を擔當せらるるとのことではありますが、定めてご抱負がございましてやう。保護しても駄目であることが判然としてゐる者でも、再犯するまではと辛抱して保護させるつもりですか、それとも保護の見込みの立つ者だけ保護させるつもりですか」と原は初対面から司法保護の本質論について鋭い議論を提起してきたのであり、このとき宮城はその胸元に剣尖を突き付けられたやうな感じがしたと思われる。原の語り口は穏や

かではあるが、最終的には余計なことは言わず、根本問題にのみ切り込んできた。負けず嫌いの宮城も、一万人の出獄者を保護してきた実績を有する原胤昭の本気に圧倒されたであろう。反面、これに対する宮城の回答は、その後動揺を見せない宮城の確固たる司法保護論となった。宮城の回答は以下のようなものであるが、この部分は、文書化された内容のようだ。このような内容を原に対しては口語で語ったものと推察される。

「刑事政策については、外國に色々の議論がある。同じ國の學者の間でも違ふ議論がある。もとより、國を異にすれば議論が違つてくるのは當然である。私は、日本式に言ふて、その根本は勸善懲惡の範圍を出ないと思ふ。慥か淮南子（紀元前後頃編纂された中国の思想書。儒家・道家・法家・陰陽家の思想を交えて書かれており、一般に雑家の書として分類される思想書）だと記憶しているが、一人を賞して天下これを誉め、一人を罰して天下これを畏ると云ふているが、天下の人心が動き出すやうに賞罰を運用して、勸善懲惡の實を示し、善人の増加、悪人の減少を期することが、刑事政策の中心となつてゐる思想（つまり一般予防思想）であると思ふ。保護事業は刑事政策に立脚してゐるのであるから、勸善懲惡の道に叶つて實行されなければならない。

刑余者なりとも、改悛すれば善人である。宜しく保護して勸善の實を示すがよからう。改悛せざる者は依然として悪人であるから、保護の埒外に立たせて、本人にも、世人にも懲惡の責を感知せしむるがよからう。出獄人だから保護するのではない。改悛して善人となつて出獄したから保護するのである。出獄人だからとて改悛しない者までも保護するのは、保護事業ではない。慈善救済事業たるに過ぎない。出獄人は世から指弾されてゐる。そのため保護しなければ再犯することが早い、一日二日なりとも再犯するのを延ばせしむるため保護するのだとか、唯何となく氣の毒であるから保護するのだと云ふのなら、それは慈善救済とはなるであらうが、なさでもがなの慈善救済である。そんなことをするよりも、警察に注意して防犯に關する行政警察の發動を求むるのが早道でよからう。

明治天皇は

國のため仇なす仇は砕くとも

いつくしむへきことなわすれそ

と宣せられた。

罪を犯すことは、國法の禁を犯して国家社会に害を加ふるので、犯罪人は國に仇なす者となるのである。仇は内外を問わないで、あくまで撃破して仕舞わなければならない。仇に對し、温情主義を發露し、生温き取扱をなすのは至つて禁物である。しかし、撃破の結果、魂を入れ替へ、心から降参して来たなら、もはや仇と見てはならない。同胞である。慈悲の暖かき心で抱き上げてやらなければならない。恐れながら、こう云ふ意味が大御心の全體であらうかと推察されるのである。そこに保護事業があるのである。魂の入れ変わらぬ、心から降参して来ない者に慈悲をやるのは断じて保護事業ではない。保護と慈悲救済とを混同し、保護事業を慈悲救済の思想で實行するのは百害あつて一利がない。それは勿論刑事政策の要求に違反し、恐れ多いことではありますが、大御心にも背き奉ることになるので、出獄人だから保護するのではない。改悛して出獄したから保護するのである。勿論改悛しない出獄人は保護の限りではないと私は思ふ⁽⁴⁾。宮城の回答に對して、原は大いに満足し、暗れ暗れとした顔で「私の保護事業が生きてきました。少年法も今度の議論は通過するでしょう。ぜひ宮城さんの手で実施の運びになるようにしたいものです。これからご意見拝聴にたびたび参ります」と語り、以後は、社会事業や保護事業の話に花が咲いた。

当時の世間における保護思想には、二つの潮流があつた。

第一は、因果応報思想である。保護否定論といつてもよい。一度罪を犯せば、終生苦しむのが当たり前と考へてかえつて出獄者の再犯を勧奨する結果となる古ぼけた思想である。こういう輩が原の保護活動を随分妨害した。

第二は、出獄人皆保護論である。改悛していない出獄者も保護しなくてはならない、という監獄局の局員すらこのような考えに立ち、原をいびつたりしたわけである。

第一の考え方については、間違つた懲善勸悪論に過ぎないとして宮城は一顧だにしない。第二の考え方について宮城は、改悛しない出獄者を保護すれば、改悛していないから保護会に入つても、かえつて近隣に対する再犯に陥つて近隣からも行政警察からも保護会は嫌われる（保護会が出獄者の再犯や逃走を手助けしていると誤解されるわけである）、改悛した出獄者が同類と見られて気の毒なことになる、としこれらの弊を避けるため、保護会は改悛しない出獄者を絶対に保護するなどという方針の堅持を各保護会に強く呼びかける⁴⁵。

この辺の思想形成をみると、宮城が単なる人権弾圧的な思想検察にすぎなかつた、という評価にふみきることは躊躇せざるを得ない。彼は、原胤昭を納得させるような矯正と更生の理想と現実のはざままで苦悩する人物であつたといふことを忘れてはなるまい。

(2) 少年法をめざして

ところで、原が宮城にその成功を祈つた、少年法制定の事情について俯瞰しておかなくてはならない。前述した通り、保護課長に関して宮城の前任者であつた山岡萬之助は、監獄局長に栄進すると、直ちに宮城を監獄局兼務の参事官とし、「少年法が実施された暁には、保護課に監獄局の免囚（＝出獄者）保護事業を移すが、それまでは監獄局の参事官として免囚保護事業の仕事をやってくれ、一切任すから思うようにその仕事をやってくれ」と言われ、以後、宮城は「少年保護」事業も含めた「保護事業」に係るようになり、以来少年法、矯正院（現在の少年院）の両案を研究し、その議会通過の方策を検討するとともに、免囚保護事業の調査研究を行うことによつて、保護事業が刑事

政策上必要不可欠の事業であることを知り、知らず知らずに次第に深入りしていったが、さしあたりは、少年法と矯正院法をして議會を通過せしめ、少年保護事業の実行を期するに至ったというわけである。

少年法制定過程はおおむね以下の通りであった。⁴⁷

一九世紀末には、刑事学の理論が旧派的応報主義から新派的人格主義へと変化し、そのような刑事学上の思潮の変化が少年に対する特別処遇の必要性を意識させるようになり、ことにドイツでは、刑事訴訟法に少年裁判所の規定を設ける機運になっていた。これに対して日本では明治四一年制定の現行刑法典において、旧刑法七九・八〇条に存した非行少年に対する懲治処分規定を削除して、刑事未成年を一二歳から一四歳に引き上げ（刑法四一条）はしたが、すでに立法者の間では、刑事訴訟法改正だけではなく、少年に対する特別法上の実体法としての少年法が必要であるという考えが広がりつつあった。やがて、山岡博士や泉二新熊博士らを中心に草案が作られ、大正八年には法律取調委員会の繪会にかかつて、司法省としての成案が確定した。

そして「少年法の精神」は、少年の保護、教育（矯正教育）に求められた。すなわち、かつては、少年を含む人間の非行・犯罪はすべて刑罰によって鎮圧できると考えられてきたものの、それだけでは足りないものであって、人間は教養して立派な人にしてやらなくてはならないという人格主義・教養主義によって、教育が発達して今日のようななったのだから、非行少年に対しても教育と刑罰の間に緩衝地帯のようなものを設けて非行から遠ざけるべきであるという考え方が一九世紀後半におこってきた。

すなわち、教育の方から不良少年に対しては単純な教育だけでは不十分だから、「感化教育」が必要だという考え方が生み出され、刑罰の方面では不良少年を刑罰によって改善するということになるが、これだけでは不十分なので、やはり「矯正教育」をもって刑罰に至る以前に犯罪を防止すべきだという発想からは、少年監獄によって改善主義を

実行してゆくという結論になるが、教育の方面からの感化教育と刑罰の方からの矯正教育の要請を満足させるような監獄教育・矯正教育、これを包括する「保護処分」というやや複雑なシステムが志向されるに至ったわけである。

かくして、このような精神に支えられた少年法・矯正院法の両法案は、第四二回帝国議会（一九一九年一月二六日—一九二〇年二月二六日、通常会。一九二〇年二月二六日、解散）に提出され、衆議院では賛成多数で可決されたものの、議院解散のため、遂に両議院の議了をみることなく終わってしまった。

引き続き第四三回帝国議会（一九二〇年七月一日—一九二〇年七月二八日（特別会））では、衆議院通過後、貴族院での質疑応答が繰り返されたものの、会期終了で、またしても議了に至らなかった。

当時、不良少年は増加し、しかも不良傾向は悪化しており、立法化は速急になすことが求められていた。宮城も含め、司法省としては、従来の単純な感化教育・普通教育では不良少年増加問題には対処できないとみていた。

そして、このような司法省の考え方に、文部省は大した反対もしないどころか、そもそも少年法に関心を持つていた様子もなかった。内務省では、全国の感化院長が大反対でこれに動かされて内務省は反対するに至ったことが判明した。⁽⁴⁸⁾ すなわち、多くの感化院長は少年法・矯正院法が実施されると、感化院生が減少し、国からの補助金が減少院生の割合に応じて減額され感化院の経営が困難となることを危惧していたようだ。⁽⁴⁹⁾ 総理大臣に強い影響を持つのは内務大臣である。司法省保護課長宮城長五郎の相手としては大きすぎた。

こうして、司法省の少年法と矯正院法に関する両法案は、内務省の反対で座礁しかかった。しかし、宮城はひかない。多くの道を誤りそうな少年達の将来のためだ。内務省の責任者に対して直談判しようと考え、玉全（当たって砕けろ）の決心で、「内務省の責任者にお会いしたい」と山内確三郎（二八七一一—一九四七）内務省次官に申し出たところ、快諾してくれたが、会見の場には何と、内務大臣の床次竹二郎（一八六七—一九三五）と内務次官田子一民（一

八八一—一九六三)のほか、司法大臣大木遠吉(一八七一—一九二六)まで現れた。

二大臣が少年問題に本気で取り組んでいることに宮城は驚いたが、これだけの大物がそろい踏みした以上、この難問は一気に解決できるかもしれないと少し樂觀もした。会見の状況は、ほぼ以下の通りだったと推測される。

会見の場では、問題の重要性をよくわきまえている山内次官が、法案について、両大臣に対して簡にして要を得た説明を改めて行い、法案の適否を諮った。

口火を切ったのは、田子次官であり、「法案で少年審判所の審判対象となつている一四歳未満の触法少年と虞犯少年を削除して、条文の整理をしていただければ内務省としては異存がありません」と言う。内務大臣としては、全国の感化院の保護対象である一四歳未満の子供を少年審判所を経て、少年院に送ることを回避して感化院が無用化されることを食い止めることができれば感化院長らの不満に応えることが出来る。

だが、一四歳未満というだけで、悪性の認められる子供(虞犯少年)を少年審判所の審判を通じて少年院に送致して矯正教育を与える機会を奪うのでは、少年法、矯正院法を制定しようとする趣旨は生かされないであろう。

しかも、虞犯少年であれば一四歳未満でも法文上少年審判所の審判に付されることになつていたので、審判所の審判の対象になつた少年はすべて犯罪少年であるという印象を世間に与えることとはならず(一四歳未満で少年審判の審判対象になるような性悪な子供は現実にはほとんどいないはずだからである)、あたかも成人にして有罪判決に処せられれば前科者として差別されるのと同じことが少年には起きないであろう(現時点でも、感化院の成績が芳しくないため、世間は感化院の院生を不良少年と看做し、感化院、感化院と罵言に用いてしまうから、国立感化院ですら、武蔵野学院(埼玉県さいたま市にあった最初の国立感化院)と感化院の文字を消して呼んでいるではないか)。

宮城は、床次内務大臣が難しい顔をしているのを見て「一四歳未満の少年は削除するということとなるのであれば、

少年保護事業の実施は打ち切るほかはない」と捨て身の覚悟で言い放った。だが、大木司法大臣も、宮城の意見を支持した。「なるほど、保護課長のいう通りだ。虞犯少年については、少年保護事業の実施をあきらめてでも譲歩はできない」と助け船を出し、「どうだい、この辺で折り合わんかね」と大木は磊落に言い、これで、内務省が反対するなら司法省は少年問題の解決を投げ出すぞ、そうなったら、強まる不良少年問題の解決を国民から期待されている内務省は無責任だ無能だと世間から指弾されるぞ、という脅しを大木と宮城が行っているようなものだ。ただふつうなら、会議の場が凍り付くようなところであろうが、その場にいた大木は佐賀人、床次は鹿児島人、山内は福岡人で、埼玉人の宮城、岩手人の田子以外は出席者の半分以上が九州人であったことが幸いしたかもしれない。昂揚すればどこまでも行く、といった観のある九州男児らは、命知らずの関東武士宮城長五郎につけられた火に昂揚させられた、といっている。会議の場は、ひとつとことん、この問題の解決に達しようという空気になっていた。

まず、明敏な山内が行動を起こした。山内は、内務省の人間だが、今回は問題の大きさを理解し、司法省宮城の熱意と説得力に打たれ、はじめから可能な限り宮城に協力しようという肚であったらしい。彼は、メモ用紙を取り上げると、問題の法文の修正案を万年筆で、サラサラと書いた。その姿には、司法省に媚びようなどといった私心は全く感じられない。優秀な官僚が問題の公正な解決に打ち込む清明な姿として宮城や床次の目にも鮮やかに映ったに違いない。

出席者は、メモを回し読みしたが、その文言は「一四歳未満の者は、地方長官から送致を受けたる場合を除くほか、少年審判所の審判に付せず」というもので、それを問題の条文に付加するというのだ。

床次内務大臣は、軽く咳払いをすると「一四歳未満の者は、地方長官（知事）が送致した場合だけ、少年審判に付されるといふわけだね。なるほど、これなら、一四歳未満にも矯正教育は保証されるし、しかし、忙しい地方長官が

感化院で対応できるような事件をいちいち審判に回付するとは思えないので、感化院が干上がることもない。地方長官の感化院送致権はこれまで通り尊重されているわけだ。感化院と少年院は仲良く共存する。妙案じゃないか」と山内案を称賛したが、宮城を含めて全員異口同音であり、ようやく愁眉を開いた。ここに破綻が懸念された少年法・矯正院法の問題も妥協が成立し、会議の場は幸福な談笑に包まれて終了したのであった。この会議での感動を宮城は長く忘れず、のちに長崎検事長になったとき「両大臣の笑顔が今眼底に閃く。敬んで地下の両大臣を吊い且満腔の敬意を表し奉る」という賛辞を書き残している。⁵⁰そして、ここでしかれた家庭裁判所・児童自立支援施設(感化院の後身)・少年院に係る基本的システムは今日も引き継がれているといつてよい。⁵¹文字通り、国家百年の計を制する会議であった。

(3) 宮城の少年保護思想

前述した少年法の基礎にある思想として、宮城は、どのような考えを持っていたのか。

まず、「寛厳互存」である。すなわち、「少年の保護事業は他の教化事業とは異りまして、指導者の方面には非常な権力が與へられているのであります。どちらかと申しますと云ふと恩威平行で、或は寛、或は嚴、或は仁を以て遇し、或は義を以て遇する、一本調子ではないのであります。⁵²」。

さらに「：兎に角唯愛を以てやるとか、或は慈悲を以て行ふとか、或は仁を以て行ふとか云ふ様な、一元主義、即ち一つのやり方で以てやるのではない。どちらかと云ふと多元主義である。寛厳宜しきに従つて助長を行つて行く。斯う云ふことになるのであります。故に寛嚴宜しきを得ると云ふことも少年保護事業に就いての一つの特徴であると考へるのであります」。

しかし、ここは誤解してはならない。宮城が尊敬していた原胤昭の保護の神髄は「同情」であった⁵⁴。また、原の盟友ともいふべき「愛の典獄」こと有馬四郎助（一八六四—一九三四）も「厳は同情に根差した厳」であるべきだと論じている⁵⁴。原と有馬とともにわが国の近代刑事政策に大きな足跡を残した留岡幸助もまた「愛是最堅之牆壁」を少年保護の理念に据えていた⁵⁵。「愛」も「同情」もほぼ同じ相互共感性であろう。相手への共感抜きにした、厳というのは、たいていエゴイズムでしかないと思われる⁵⁶。しかし、宮城の理念も「同情」を根底に据えたものに違いない。「少年年の一事をもつて悪人に対して徒に慈善救済を施さんとするが如きは寧ろ狂人の沙汰というべき」⁵⁷とまで言い切る宮城の保護思想は、自分の眼鏡になつた善人は助けるが、そうではない奴は自業自得で転落してゆくがよい、という類の自己中心的なものだったのか。

しかし、そう考えると、宮城を見誤る⁵⁸。原が死亡したとき、原は会葬者の中に彼を慕う前科者がいてその正体が世間に暴露されることを危惧して、あえて近親者のみによる葬儀を済ませてから、新聞への死亡広告を遅くに載せた。それが、原の刑余者への「心遣い」と察知して、宮城は原を偲んで目頭を熱くしたようだ⁵⁹。原の「同情」の意義がわからない人間ならば、原の死亡広告を見た時の反応はもつと違ったものであつたらう。宮城は厳といっても、実は大甘なのかもしれない。

それから、宮城の場合は、少年の保護教育の目的が「国家の忠良にして有為の良民とする」⁶⁰といういわゆる「皇国史観」を基礎としたものであり、刑事政策の一環である以上、もっぱら「少年各人の人格の完成」にあつたわけではないことに注意しなくてはならない。あくまでも再犯防遏を目的とする刑事政策であり、単なる懲治場か、監獄しかなかった厳格主義の時代に感化院という保護主義が現れて少年の改善方法に進歩がみられたが、宮城は不良少年の原因に応じて保護の態様を九種類に細分したのである⁶¹。それをもつて寛嚴互存と称しているのである。

良民となるとは、皇国の臣民として世間から非難されないような人間になればいいわけで、そのためには、寛大に保護すればいいときと、厳しくしつけて、世間にご迷惑をかけないような良民に鍛え上げるべきときを使い分ける必要がある。良民かどうかは比較的、外面的な基準で決められよう。他方、人格の完成のために、教師として働きかけるものは「愛」のみの内面主義が求められよう。しかし、宮城は、それは、慈善救済であって決して司法保護ではないと論じていることに注意しなくてはならない。司法保護は、少年保護も出獄者保護も、改悛の見込みのある者をその対象として防犯を旨とするような刑事政策でなくてはならず防犯効果に直結しないような、改悛の見込みのない者の保護は慈善救済に任せべきだとする。慈善救済に関して、宮城は「人を保護することはたといその人が悪人であった場合でも、吾人はこれによりて本能的満足を感じずるものである。人の保護は慈善救済の觀念に一致するものである。しかし本能的満足を得るために徒にこれを保護し、其結果として数多の悪人を世に生み出すような結果を来したときは、その保護は断じて司法保護ではない」⁶²、ここでは、宮城の教育者の側面は後退し、「皇国を守る」検察官としての顔が現れている。検察官としての宮城の個々の考え方を支えるのは、いわゆる「皇国史観」⁶⁴である。宮城はいう。「日本は、肇國の始めより、今日に至るまで、一君萬民、天皇に帰一する一體国家である。一體が根本であって、これから全体が考へられるのである。かかる次第で、日本人は、人間の身体機構そのままに滅私奉公の忠義者で自己のためより、社会全體のためを計ることが伝統となつてある筈である」⁶⁵。

(4) 小括

こうして、宮城の司法保護は、「出獄者や非行少年の内部における改悛の情に呼応する検事の側の菩薩的心情によつて」成立するものであり、その意味では「同情」「愛」なくしては保護が成功しないという意味では、「寛嚴互存」と

いうよりは、成功を期する保護に於いて求められるのは「同情心」ということとならざるを得ず、宮城の司法保護制度は、原胤昭や有馬四郎助や留岡幸助の実践した崇高な保護とほとんど変わらない内実を持たざるを得ないのであったと思われ、それを検察官が正義の実現をもにらみながら実践したという点で、正義を求める庶民の心にも常に目配りしなくてはならない状態での保護であるから、訴追と保護の両面を同時に担うものとして理想的な刑事政策を追求できるものとして制度設計がなされたものといえる。⁽⁶⁷⁾

ところで、戦後の少年法は、家裁中心主義のより徹底した保護思想に支えられたかに見えたが、少年による想像を絶する悪質事件が一九八〇～九〇年代にかけて現れたとき、社会に少年法は甘すぎるといふ声がおこったことにかんがみると、少年法の改正という事態が招来され、刑事責任と保護の両者を合わせて追求しようとした宮城の合理性を改めて認めざるを得ないのである。⁽⁶⁸⁾

だが、このような宮城の思想の底流する少年法の全国施行は予算不足で延期となり、まず帝都東京と民都大阪の二か所に限定して審判所を設けるという「限地施行」の形で大正一二年に少年法施行実務の作業はスタートした。⁽⁷⁰⁾

少年法の全国施行は昭和一七年まで持ち越されたが、奇しくもこの年は少年保護にゆかりの深い宮城長五郎（六月二五日死去、六五歳）と原胤昭（二月二三日死去、八八歳）の両者が死去している。

ちなみに、刑法犯全有罪者中に占める少年の比率（各年次の刑事統計年報を基に算出）は、大正一二年の法施行時には（一・八→一・〇％）と顕著な減少比率を示し、その後はおおむね〇・六％から〇・八％の間を推移しており、審判所開設を機に保護処分制度が活発に動き出した様子をうかがうことができる。⁽⁷¹⁾ 旧少年法六二条は、少年事件に関する検事の起訴権と少年審判所への送致義務をワンセットにしており、起訴か送致かを決定する際のガイドラインは、宮城長五郎と小林頼三郎が作成したが、そこでは、①保護処分では「到底改悔セシムルノ見込み」のない者、②一般

警戒（予防）上科刑を必要とする者、③その他酒税法違反、印紙税法違反等の罰金・料料に該る事件以外のものについては、保護主義という少年法の精神に基づき、極力審判所に保護すべきよう督励されている。しかも、保護処分ではなく、刑事処分の場合であっても、「少年法案理由」によれば、刑事手続には保護的措置が盛り込まれ、宮城によれば保護処分ではない刑事処分の場合にすらそれは「威力を以てする教養の手段」と観念されており、旧少年法は、刑事政策であって、慈善ではない、と繰り返し主張していたわりには、宮城には少年の保護育成、少年法作成にあたり「人格主義」的志向からの芸の細かさがあつたことが認められるのだ。⁷²

ところで、旧少年法の保護処分は、前述のとおり九種類であつたが、現行少年法が、保護処分として、①保護観察、②少年院送致、③児童自立支援施設・養護施設送致の三種類しかもっていないのに比較すると、少年たちの個性・環境に応じて寛厳を工夫したためか、現在の目から見ても、子供たちの保護にうらやましいほどに手厚いという印象を受ける。

九種類とは、①訓戒、②学校長訓戒、③書面誓約、④保護者への条件付引渡、⑤補導委託、⑥少年保護司観察、⑦感化院送致、⑧矯正院（少年院）送致、⑨病院送致・委託である（旧少年法四条、四八条以下）。

このうち、宮城は、少年保護司観察を少年法のアキレス腱と考え、審判所専任保護司のほかに、地域的処遇を専らとする嘱託保護司のネットワークづくりに力を注いだ。⁷³

宮城がライフワークにしようとしたであろう少年保護司観察制度の担い手として育成されるべき、保護司について、宮城は「観察は保護観察であるから、これを為す者とこれを受ける者との関係は、上下命令服従の関係であつてはならない」⁷⁴、あるいは「権威を濫りに振ふことは一般役人にも禁物であるが少年保護司には特に禁物である…権威は心の裡に深く藏して苟も必要あるにあらざれば之を表面に顕出してはならない」⁷⁵等と語っている。

かくして、将来の少年法の全国施行を見据えて、宮城は少年保護制度の完成度を高めるために、連日心血を注いだ。

5. 大審院検事時代（心の試練）

大正一五年三月、少年法の全国施行をめざし、保護事業を天職と観念して、孜孜宮々と保護事業の職務に精勤していたある日、宮城は、大審院転出の内示を受けた。時の司法次官で、宮城の畏友小林頼三郎は、宮城の官吏としての栄進を喜んでくれたが、宮城は、泣きそうな顔をして「自分は保護事業に一生を捧げたい。一生保護課長で結構だ」とごねた。宮城の性格を知る小林は「そうだ。確かに保護事業は、子供のいない君にとつてわが子のようなものだ。全く、宮城なかりせば、わが国の保護事業は今のような完成をみなかった。それをもつと成長させたい気持ちには痛い程わかるが、公務において同じ人物が長く同一の椅子に居るといふことはできないではないか、国家の機関を独占しようという考えは不都合じゃないか」と説得した。公務の廉潔のために、保護事業の永続の為に後進に道を譲れ、とスジの通ったことをいわれると、保護事業は自分にしかできない、という強い自負を持つ宮城ではあったが、遂に司法省を去る決意を固めた。⁷⁶

結局、孤影悄然司法省を去った宮城には大審院で不遇をかこつ日々が始まり、悪いことは重なるもので、同じ年、一歳年上の妻佐乃と死別した。この悲痛な体験については、他人にも語らず筆にもしていない。佐乃の一周忌が済んだから、宮城は五〇歳になっていたが、当時三四歳の植田タマヨ（一八九二—一九六〇）と再婚している。タマヨの略歴は、以下の通りの見事な才女である。奈良女子高等師範学校博物家事部を卒業し、母校の助教諭となっていたが、大正九年から一二年まで大原社会問題研究所で児童保護問題などを研究。大正十一年、旧少年法が制定されたことに

伴い、同年、文部省・司法省囑託としてアメリカ合衆国に渡り少年保護事業などを研究した。帰国後、東京少年審判所で日本初の婦人保護司に就任した。⁷⁷

いい仕事ができない現在の鬱憤、仕事にかまけて亡妻には人並みな幸せをあげられなかった悲嘆、これらが一度に宮城に襲い掛かり、心に苦悩を深く刻ませた。公私にわたる悲嘆と憂鬱から逃れるため、大審院時代の宮城の生活は酒に沈湎する無頼派文士のような生活になってしまった。この天才肌の法官のために酒に付き合ってくれたのは、千葉弁護士会会長毘打事件以来の友人秋山高三郎（明治三十九年帝国大学法科大学出身で宮城や塩野季彦（一八八〇—一九四九）と同窓である）であった。いわば「不良」宮城の真価を誤解なく知る者は、事件の当事者であった秋山であったろう。この不可解な夫に困り果てた新妻のタマヨは、遂にストライキを決行した。宮城がある日夜遅く例によつて千鳥足で帰宅して布団に入ると、タマヨは、家を抜け出して身を隠した（友人の家にも身を寄せたのか）、のみならず、タマヨに同情した家政婦までも身を隠してタマヨを支援した。翌朝、朝飯の支度もできておらず、事態の真相を推測察知した宮城は、方々へ電話をかけて、夫人の所在をつきとめ哀願して帰宅してもらった。帰宅した夫人は同じ事があれば離婚すると言明したらしく、その後、宮城は夫人の立場を考えて「待合通い」をきっぱり止めた。

こうして、会心の司法省保護課長時代とまったく同じ四年九か月の在任期間を大審院で過ごしたのち、昭和六年一月一三日、犬養毅内閣が成立するや、司法大臣に就任した鈴木喜三郎により、宮城は国内治安の元締めである東京地方裁判所検事正に据えられた。

当時の国内外の状況は平時の鰻上りの人事では切り抜けれられそうもない危機を孕んでいるように鈴木には感じられたのであろう。国際的には、満州事変の勃発（昭和六年）にともない、日本は国際連盟と衝突するおそれがあるとき、国民も帰趨するところを知らない状態である。国内的には、政党の腐敗墮落が累年の疑獄事件（政友会は三井財

閥をスポンサーとし民政党は三菱財閥と結んでいた)の摘発を見る状況で、官公吏は政党の手足の如き観を呈していた。資本主義は爛熟して行き詰まり、金解禁と世界恐慌のダブル・ショックにより、農村は疲弊のどん底、都市の小商工業者も不景気にあえいでおり、これに対する革新機運が軍部・右翼方面で醸成されており(昭和六年↓三月事件・十月事件)、一触即発、いかなる事態が展開するか計り知れない深淵に直面しており、ことに帝都の治安を任とする者の重責は平時に倍加していた。宮城は、就任早々の訓示で、部下に対して漢語をたくさん使って「帝都治安」の重責を強調したので、若手の検事たちは「今度の検事は恐ろしくやかましいらしい」とささやき合うのだった。⁷⁸⁾

まさに、翌昭和七年には、帝都を脅かす血なまぐさい事件が続発し、宮城は文字通り命がけで帝都を守らざるを得なくなる。「捜査官」としての宮城長五郎の活躍する日々が始まる。

6. 検事正時代

検事正に就任して、宮城が手掛けたのは、テロ事件として知られる「血盟団事件」(昭和七年)であるが、血盟団事件⁸⁰⁾には、それにつながる軍事クーデター未遂事件としての三月事件(昭和六年)と十月事件(昭和六年)が先行するので、それらを俯瞰しておこう。宮城は、右翼(血盟団)と軍部とが結びついたテロ・クーデターの不気味な暗雲に対して護法の信念をもって立ち向かうのであった。⁸¹⁾ここでは、「法道一如」の考え方が決定的に宮城の心中に形成される契機となった「血盟団事件」、当時捜査の聖域とされ、検察・警察において踏み込むことが躊躇されていた右翼捜査の道が宮城の文字通り命がけの努力によって切り開かれた「五・一五事件」、内乱陰謀・予備罪が適用され、刑法七八条の内乱陰謀・予備罪の成否が裁判により問題となった「神兵隊事件」という一連のテロ事件・テロ計画事

件（これらの捜査は、宮城の法律家としてのスタイルを確固たるものとしたエポックメイキングなものであった）を概観したい。

（1）三月事件・十月事件

昭和初期、クーデターを企てた青年将校の多くは、北一輝（一八八三—一九三七）⁽²⁾の『日本改造法案』を聖典のごとく尊重していたといわれるが、北の国家改造は、クーデターによって戒厳宣告に導き、その間に大詔渙発を仰いで一挙に現行の政治機構の運用を停止させ、在郷軍人団・軍部によって「国家改造」を実現しようとするものであり、当時の右翼の革新運動の基本構想（クーデター↓戒厳宣告↓大詔渙発）に強い影響を与えた。⁽³⁾ただ、陸軍中枢による三月事件、十月事件という軍事クーデター計画には戒厳宣告計画は登場しない。⁽⁴⁾

まず、三月事件であるが、満州事変発生の半年前、昭和六年三月二〇日に予定された事件であり、中国大陸への軍事行動を起こす前にまず国内体制を固めようという趣旨で、首謀者は軍部では参謀本部ロシア班長の橋本欣五郎中佐（一八九〇—一九五七）⁽⁵⁾であり、民間では東亜経済調査会理事長で植民史研究家の大川周明（一八八六—一九五七）⁽⁶⁾であった。⁽⁷⁾謀議された計画というのは、以下の通りであった。

すなわち、警察力を試すために、二月中に左翼を利用して無産政党三派連合（日本農民党、社会民衆党（社民党）、日本労農党）による浜口内閣（昭和四年七月—昭和六年四月）糾弾の大演説会を開いて倒閣氣勢を盛り上げ、議会にデモをかけ、三月の労働組合法が国会に上程される日に、民間の左右両翼一万人を動員して議会へデモをかけ、政友会と民政党の本部および首相官邸を爆破し、抜刀隊で警官の妨害を排除する。そして、軍隊の非常呼集をおこない、議会を保護すると称してこれを包囲し、外部との連絡を遮断する。その後、某中将（真崎甚三郎？）および小磯国昭

(一八八〇—一九五〇)、建川美次(一八八〇—一九四五)少将のいづれかが将校をつれて議会の議場に入り、内閣の総辞職を要求する。それから、参謀総長閑院宮載仁親王(一八六五—一九四五)と元老西園寺公望(一八四九—一九四〇)に働きかけ、陸軍長老の宇垣一成(一八六八—一九五六)大将に後継内閣の大命を降下するよう画策するというものであった。

しかし、三月事件は、宇垣大将が政界の有力筋から通常の手続による組閣の話を持ち掛けられて変心し、ついで将官たちも手をひき、陸軍外征派が国内改造より満蒙処理を先決すべきであるとして計画に反対したためクーデター挫折という結果で幕引きとなり軍首脳部によって事件がもみ消され処分された者はなかったが、橋本や大川は初志を捨てず、いわゆる十月事件に向けられた第二のクーデター計画(錦旗革命)を練り始めていた。⁸⁸⁾趣旨は、対満州政策は古い政党政治に託すことは出来ないから、「昭和維新」を実現して強力な独裁政府を樹立しようというもので、若者が実行し消極的な老人たちをひきずりこもうとするものであった。⁸⁹⁾その計画によると、一〇月二一日を決行の日とし、(将校約一二〇名、歩兵一〇個中隊(約二〇〇〇人)、機関銃隊二個中隊(約四〇〇〇人)のほか、大川周明、北一輝、西田税(一九〇一—一九三七)ら、民間人、海軍の抜刀隊一〇名、海軍爆撃機一三機、陸軍機三、四機という人員をもつて、閣議(若槻内閣)中を襲い首相以下全閣僚を暗殺し、警視庁、報道・通信機関(中央郵便局、中央電話局、中央電信局)を占領、陸軍省、参謀本部を包囲して軍幹部を同調させ、不良人物や将校を制裁する。左右の民間デモは省略して、直ちに軍を出動させる(満州事変で国民の間には軍国気分があふれているので、軍を出動させても国民は支持するであろうと楽観していた)。その上で東郷平八郎(一八四八—一九三四)元帥が参内し、荒木貞夫中将に大命降下を奏請、軍政府を樹立して荒木が首相兼陸相、建川が外相、橋本が内相、大川が蔵相に親任され、それに橋本の第一配下長勇(一八九五—一九四五)が警視總監に任命されるという企みであった。⁹⁰⁾しかし、一〇月一二日に、

橋本を中心とした会合で、計画を聞いた田中清大尉が中止を勧告するよう上級者に伝え、橋本自身が杉山元次官に同調を要求したため上層部に計画が知られ、建川参謀本部第一部長が橋本を呼びつけ、計画の中止を命じた。だが、橋本は、その後も荒木貞夫教育総監本部長に決起を要請するなどしたため、南次郎（一八七四—一九五五）陸相が全員の見解を命じたが、この事件も公表されず、その処分も軽微なものであった。こうして、十月事件も政権奪取に結び付かず不発に終わった。⁽⁹¹⁾

(2) 血盟団事件

血盟団事件は、宮城長五郎が捜査を指揮したテロ事件で、二人の若者が二人の要人を暗殺したという二件の殺人事件である。しかし、裏面からみると、当時の国家革新のあらゆる源流が、血盟団という一か所に集中して爆発した重大な事件であり、血盟団を起点として、五・一五、神兵隊、二・二六、等の大事件に糸を引くのである。⁽⁹²⁾ 宮城は、血盟団の首領井上日召の取り調べを少壮検事の木内曾益（一八九六—一九七六）に任せた。そして、公判を担当したのも、木内である。

木内曾益の血盟団事件の論告概要が残されているので、⁽⁹³⁾ それをもとに、本件の事実の概要を確認しておこう。

【井上準之助・団琢磨殺害事件】

昭和七年二月九日午後八時頃、茨城県の一青年小沼正（一九一—一九七八）は、三月八日の総選挙における民政党の立候補者駒井重次の政見発表会の応援演説のために乗り付けた民政党の重鎮にして元大蔵大臣の民政党選挙委員長井上準之助（一八九九—一九三二）を東京市本郷区駒込追分町駒本尋常小学校通門内において拳銃にて射殺し、

犯行現場で直ちに逮捕され、小沼の師事する井上昭（日召）が茨城県那珂郡磯浜町大洗東光台の立正護国堂に於いて、附近の青年子弟を集め国家革新の思想を鼓吹している事実が探知され、同人の所在を探索中、昭和七年三月五日に至り菱沼五郎が三井合名会社理事長団琢磨（一八五八—一九三二）を三井銀行表玄関前で暗殺したもの。その一報を受けた宮城は、菱沼が手帳に書き留めてあった血盟団員の名前であったことを思い出し、思わず「血盟団だ、やりやがったな」と叫んだ。

宮城は、井上準之助暗殺事件の後、小沼の収監されている駒込署に急行したが、動機は郷里の茨城の農村疲弊の原因を与えた井上にこれ以上大蔵大臣をさせまいとして倒したというが、既に井上は現役の大蔵大臣ではないので、動機としては弱い。そこで、凶器の拳銃出所の割り出し捜査を係の検事と次席検事に命じたが、犯人小沼は虚偽の供述をして拳銃の出所について言葉を濁すので、仄聞する血盟団の団員の検挙も考えたが、三月五日の総選挙には共産党から七〇人の立候補者がいるらしく、選挙の取り締まりもゆるがせにできないため、血盟団関係者の検挙が遅れた。そのため、みすみす団琢磨の暗殺を許してしまう結果となった。宮城は、団のために黙祷して詫言した。ただし血盟団団員の検挙に着手し、二日間で全団員（一人）の検挙を終えたが、肝心の首領井上日召の所在は不明であった。⁹⁵

井上日召は、当時、代々木上原にあった権藤成卿（一八六八—一九三七）という、「社稷国家」の実現を唱える思想家の居宅址の空き家に住んでいたが、井上準之助暗殺事件後、血盟団の一員である四元義隆（一九〇八—二〇〇四）に勧められて、渋谷の常盤松町にある右翼の大頭目として有名な頭山満（一八五五—一九四四）邸へ向かい、そこにある天行會という杖術道場にかくまわれた。⁹⁶

一方、この間宮城は、血盟団の革新思想や行動計画を知った。その大妻は「現在の日本は、政党・財閥・特権階級等は、国民大衆の利害から全く遊離して権勢維持と私利私欲に終始して国家の大本を忘れてしまった。知育偏重の教育は個人主義に走り、欧米の物質文明に幻惑されて日本民族の建国の本義を捨てて顧みなかった。二・三の具眼者の所説も、むしろ古い思想として嘲笑をかうに過ぎず、最早、ここに至っては、単なる論説によつては覚醒も救済も不可能である。そうであるならば、身を捨てて革新の捨て石となり支配階級の最も尊重する彼らの生命を直接脅かして反省せしめるより外に選ぶべき手段なしとして蹶起したものである。」という趣旨であつた。宮城の国家観にも皇国史観的な基礎があり、日召と同じ土俵にあるといつていい。たぶん、小沼ら血盟団員の話には、動機において少しはうなづく所もあつたであろう。だが、彼らの行動計画というのは「暗殺の目標人物を犬養毅、床次竹二郎、鈴木喜三郎、若槻礼次郎、井上準之助、幣原喜重郎、池田成彬（一八六七―一九五〇）、団琢磨、郷誠之助（一八六五―一九四二）、各務謙吉（一八六九―一九三九）、木村久壽弥太（一八六五―一九三五）、岩崎小弥太（一九七九―一九四五）、西園寺公望、牧野伸顯（一八六一―一九四九）、伊東巳代治（一八五七―一九三四）、徳川家達（一八六三―一九四〇）、警視總監大野緑一郎（一八八七―一九八五）ら一八名とし、この思想行動に共鳴する陸海軍青年将校、右翼の国家主義団体は、機を見て蜂起し、一度立たば直ちに戒厳を布告して一挙に革新を断行する」という戦慄すべきものであつた。井上日召の命令一下、明日にでも第三の犠牲者が出るかもしれない。要人危うし、宮城は、焦つた。体は血盟団に向かいつつも心は血盟団と軍部のクーデター・テロ計画へと引き裂かれていった。時間よ、止まれ、と叫びたい心境だつたに違いない。一刻も早く、日召を逮捕しなければならぬ。しかし、日召のいる天行會道場（頭山満の三男遠山秀三が主宰する）には、拳銃をもつた護衛者がいるということは内偵者から聞き知つてゐる。しかも、上層部からは「監視せよ、踏み込んでならぬ、蟻一匹でも出入りできないようにせよ」と厳命されている。当時の頭山満といえは、

国内における治外法権的存在であつて、警視庁や検察相手に事を構え、治安維持の必要から戒厳の布告をさせる「肉を切らせて骨を断つ」という類の方針を隠し持つていたようであり、これに対して部下の木内は「国内に法によらざる治外法権的存在を認めるようなことは国法上許すべからざることである。井上日召が、頭山邸内に隠れているのがわかつていながら、頭山翁やその周囲の右翼勢力に遠慮して、みすみす手を付けられぬとあつては、検察の威信に関する重大問題である。頭山邸内に踏み込み、日召を逮捕することによつて如何なる事態が起こるかもわからぬが、しかし、法を守る意味からも検察の威信のためにも、この際、断固として頭山邸に踏み込み、井上日召を逮捕する必要がある。一日遅ればかえつて容易ならぬ事態が起こらぬとは誰が保証できるか。この際、私が先頭に立ち、直接指揮して頭山邸に乗り込むからぜひ承知してもらいたい」と勇ましい主張をして譲らない。だが、警視庁側の幹部松本刑事部長は「さような手荒なことをしてかえつて事態を紛糾させては大変だ」と木内説に極力反対した。もちろん、清水主任警部、石森捜査第二課長、渡辺捜査二課係長等、木内を支持する者もいた。宮城自身としては、木内と同じ気分ではあるが、現実には流血事態↓戒厳布告になれば、三権分立も消えて通常の裁判所による裁判は停止となり、裁判は、司法部ではなく、軍律法廷⁹⁷などでおこなわれるようになり、宮城のような一般の検事は職を失つてしまうのではないか。「戒厳を布かれると面白くない」と宮城は思った。⁹⁸結局、天行會への強制捜査の件、は司法大臣の鈴木喜三郎が預かる、ということになり、宮城は、警視庁の一七〇〇〇人ほどの警察官を動員して、天行會を遠巻きにして蟻も漏らさぬように監視を続け、一年でも二年でも日召が出てくるのを待つという持久戦を取る決意であることを新聞記者に漏らしたのが日召に伝わったのか、三月九日に鈴木喜三郎司法大臣の方から「明日、井上日召が午前一〇時に検事正室に出頭するからその用意をしてくれ」という話があつた。¹⁰⁰

翌日、宮城は午前一〇時に日召の出頭を待っていたが、午後八時まで待つてもついに、日召は出頭しなかった。午後九時には、鈴木司法大臣から「行違いがあつた、この上は検事正の思うとおりにやってくれ」と電話連絡が官舎に入った。宮城は「いろいろとお世話になりました。よく考えて、善処します」と答えて、電話をきつたが、一二時頃鈴木司法大臣から「明日は、間違ひなく出頭するからその準備をしておいてくれ」という連絡が入つた。木内は、宮城に対して、「もし、明日出頭しなければ、今度こそ強制処分に出るので、鈴木司法大臣にもお伝えしておいてください」と厳談した⁽¹⁰⁾。この間、日召は頭山邸に起居していたが、頭山は、ついに井上準之助殺害事件などについては、日召に根ほり葉ほり聞き質すこともなく、連日、右翼巨頭が鳩首協議をして日召追放の会議をやっていたが、頭山が何も語らないので結論に達しないまま、日召は便々と日を送っていた。捜査状況は、右翼の大物本間憲一郎（一八九一—一九五九）が知らせていたようだ。日召はもう逃げられないと覚悟して、本間に対して「腹を切るから、介錯してほしい。首は風呂敷に包んで警視庁に投げ込んでくれ」とか「刑事たちの前に身をさらし腕の続く限り刑事たちを斬つて斬つて斬りまくつて斬り死にしよう」と言ったりしていたが、仲間の右翼天野辰夫（一八九二—一九七四）から「今死んでは犬死だから、生き延びて形勢を觀望せよ」と説得され、本間と天野が同行して、三人で検事正に出頭することに決めた。この間、日召の処置（最終的に一日憲兵隊に護衛させて刑事らに手をつけさせず、直接検事正の所へ出頭させる）について鈴木司法大臣と密かにやりとりしていたのは、当時の陸相荒木貞夫中將とその周辺の人物だったらしい。一日出頭の朝、白髪の頭山は、日召に対してみずから常用する碗と箸を出し、飯碗に五個の鶉の卵を自身で割つて日召に飲み干させた。二人の要人に対する謀殺の共謀者であつた以上、死刑判決しか待っていないであろう日召にかけた言葉は「体を大切に」という短いものであつた。日召は、天行會道場の玄関前で、頭山に別れを告げた後、天野・本間とともに、自動車で警視総監官舎へおもむき、そこで大野警視総監に挨拶を済ませてから、

宮城のもとに出頭した。天野はここで辞去した。⁽¹⁰⁾

宮城は、緊張していたであろう。鈴木からは「途中で警視庁が手出しをして間違いが起こるといけないから、途中で刑事が手出ししないように警視庁と打ち合わせをしておいてくれ」との電話が入った。鈴木は、最後の局面で、流血↓帝都騒乱↓戒厳布告という事態が展開することを危惧していた。宮城も同じである。ところで、日召は、この時点では被疑者ではなく事件解決に協力しに来た参考人にすぎないから、毎日外から通いで取り調べを受けるように強弁しようかと考えていた。宮城と日召の対決場面は、宮城からも日召からも木内検事からもそれぞれの自伝で書き残されている。⁽¹⁰⁾ 本間憲一郎とともに検事正室に入ってきて自己紹介した日召に対して、宮城は、「検事正です」といい、さらに、椅子に掛けるように二人にすすめた。しかし、本間は片意地をはっているのか、威嚇しているのか立ったままであり（日召は本間が椅子にかけなかった理由は不明であるとしている）、宮城が再度促しても座ろうとしない。宮城は、失礼だろう、とふだんなら一喝したかもしれないが、下手な問答をきっかけに本間が宮城にとびかかって、ポケットから拳銃を取り出し、宮城の体に拳銃を押し付けて六連発位するのにさほど時間を要しない。現に井上準之助が小沼正に銃殺されたときもそんな態様であった。日召はあとから、本間はそのとき銃を所持していなかった、と自伝に書いている。そんなことにでもなれば、司法大臣も自分も警戒していた流血↓帝都騒乱↓戒厳布告というコースの可能性が出てくるので、宮城は、本間を無視して日召に対して「井上君、もう少し早く出てきてくれたら良かったね」と語りかけた。実は、宮城は、日召の経歴について意外に詳しく調査していた。これに対して、日召は「私は犯人じゃないんだから、遅い早いはいでしょう。最近の新聞紙をみると、先般来の事件に関して、単に私を知っているというだけで四〇〇人も人が取り調べを受けているということに驚いて出頭したのです」と反論してきた。宮城

は、経歴調査により日召が若いころから理屈屋の論客であり、議論で相手を遣り込めるのが生きがいのようなところのある奴と認識していたので、このような反論が出てくることは予想済みであった。論客なら宮城も同じである。俄然、闘志が湧いてきた。「君は日蓮の信者であつたな」と切り出した。有罪を認容するかどうかではなく、宗論を始めた。日召は「さようでございます」と答えた。日召も宗論を得意とする日蓮僧である、自分の土俵が与えられたと感じたかもしれない。ここから、有名な場面である。宮城は、木内の自伝にもあるように、日召に向かつて「法國一如！」と一喝した。宮城は、日召の経歴や性格からして、この問答に應じてくると予想していた。次の瞬間、日召は恭しく宮城に対して頭を下げた。まるで禅問答だが、日召は顔を上げると暗れ暗れしており、これ以降三人の間に和気が流れ、本間も椅子に腰かけた。宮城は、この和やかな雰囲気をとらえ間髪を入れず「井上君、これまで、支那や満州でお国の為に尽くされたと聞いて居るが、いろいろ苦しいこともあつたらうね」と今度は、日召の自慢の領域であろう中国・満州の問題に話題を転じ三〇分近くも談笑した。木内・宮城や日召すら予想だにしない展開であつた。日召は、拘留所や留置場への収監を嫌い、解放を望んでいたが、和気藹々となつてしまい、宮城は、わざわざ血盟団事件関係の各参考人等の供述調書の山を持つてこさせて日召に見せて、「君、これを見てくれたまえ、この山のような書類にいちいち目を通さなくてはならないんだ。ゆつくり、井上君や本間君と話しをしたいところ、それが出来ないのは遺憾だが、私と同じ気分の木内という少壮検事を差し向けるからゆつくり話をきかせてくれないか。思いのたけを全部吐出したまえ。それに、ご覧の通り、検事局は雑踏していて落ち着けないが、警視庁に静かな部屋があるから、そこで木内検事と会つて呉れまいか」と提案したところ、宮城の熱意と公正さに感銘を受け愉快な気分になつていた本間と日召は、検事局の裏口から警視庁に差し回しの自動車で送り込まれたが、日召は木内とも打ち解けてしまひ、老練な警視庁の刑事による取り調べもスムーズに進み、血盟団の検挙は完了したのであつた。¹⁰⁴

【法道一如】

宮城が日召に使った「法國一如」という概念は、日蓮が言ったという「王法も亦法なるべし」（どの遺文にあるかはつまびらかにされていない）にちなむが、宮城は、日召に対して、「血盟団の殺人について、王法、すなわち世間法も法である以上、世間法たる刑法が禁じている法を仏法を盾に破ることは許されないだろう」という問いかけであろう。そして、日召は、少なくとも部分的には正解であることを認め、しかも、王法の代表である検事宮城が、仏法という日召の領域に踏み込んで、日召を喝破しようという熱意に感動して、その場では理屈抜きに宮城に負けてあげたのだ、と自伝で説明している。厳密に言えば、王法は仏法であるとともに仏法ではないというのが正解であるとしている。天地の法の上に立つてことを行うならば、国法に触れようが触れまいが大したことはない。日蓮聖人だつて御成敗式目という王法（御成敗式目一二条）に違反する悪行の科（他宗批判）を行っているではないか。日召は確かに国法を破った、しかし、国法とは別の天地の法には触れてはいない、宮城は、国法のみによつて自分を非難しているが、国法とは異なる仏法によつて自分の行為を裁くのであり、宮城とは違う次元に居るのだ、かくして、自分は宮城の言葉を受け入れたのだ、と説明している¹⁰⁵。しかし、これでは、法國一如を前提とした議論ではなく、自分は法國一如ではないという立場を改めて力説しているにとどまるのだが、宮城から日召を喝破してやったとその自伝に書かれてよほど悔しかったのであろう。宮城は、殺人という行為は、王法たる刑法で禁じられている以上は、仏法でも禁じている筈だ、と言いたかったのであろう。殺人の禁止は法と道徳が交わり合う場所であり、日召としては、それを認めながら、なぜ、日蓮僧である自分が殺人を犯して憚る所がないのかは、別個に説明すべきことである。だが、日召は、宮城批判の部分では日蓮宗の教学からの説明はなく、「天地の法」という日蓮自身が使用していない概念を持ちだしてきている。天地の法とは日蓮思想とどのようなつながりがあるのか。そのところが説明されていないと、

宮城を説得することは観念論としてもできなかったであろう。

ところで、日蓮思想とされた「法國一如」は、宮城哲学としての「法道一如」へと変化したようだが、これは法と道德の關係に関する議論の一部なのである。法と道德の關係についてのモデルは一般に五種類に分類される。すなわち、A. 法は道德の一部であるとする見解で、すべての道德的義務が法律的にも義務付けられるわけではないとするものである。B. 道德は法の一部であるとする見解である。この見解の賛成者はいない。C. 法と道德は根本的に同様のものとする見解（マルクス、ヘーゲル）。D. 殺人のように、法が同時に道德の問題となる領域を認める見解。E. 法と道德を完全に別個のものと考えようとする見解。宮城は、法と道德は、宗教善、道德善、宗教悪、道德悪、法律悪という種々の善悪も帰するところ国家意思（社会的なもの）であるから、善悪は社会の絶対的な進展変化について変化すべきものである以上、絶対的なものではなく相対的なものである。そして、相対的なものである善悪や国家意思は法律や規則によって付度するほかはない。しかし、法律規則には、善悪や国家意思の片鱗しか現れておらず、法治国主義を徹底すると、法律に書かれていないことは何をしても良いということになる。だからといって、法治国家が悪いわけではなく、宮城は、「解釈の如何によりましては、日本精神（道德）に合う解釈も、これに反する解釈も出てくるのであるから」「社会の秩序、善良の風俗に即するような解釈をして、これを巧みに運用してゆかねばならぬと思うのであります」という結論になる。宮城の説は、D説に立ちつつ、社会の進展変化により変化して明瞭ではないが、善悪の基準を日本精神（道德）に照らし合わせて解釈するというものであったようだ。¹⁰⁷

(3) 五・一五事件¹⁰⁸

昭和七年、五月一日、いわゆる五・一五事件がおこっている。この事件において官邸を襲ったのは、海軍の将校

と陸軍士官候補生らで、彼らは犬養毅首相を拳銃で射殺した。このほか、数隊が警視庁や牧野伸顯内大臣宅、日本銀行、三菱銀行本店を襲ったが、ほとんど被害はなかった。また、夜に入って六つの変電所（尾久二か所、亀戸、鳩ヶ谷、淀橋、目白）に手りゅう弾が投げ付けられたが、大事に至らなかった（帝都暗黒化）。これは、橘孝三郎（一八九三―一九七四）の愛郷塾に属する農村青年達（農民決死隊）のグループの行動であった。海軍将校はリーダーの藤井齊（一九〇四―一九三二）が上海事変（昭和七年一月二八日―三月三日）で戦死した後、リーダーとなった古賀清志（一九〇八―一九九七）、中村義雄（一九〇七―一九四四）、三上卓（一九〇五―一九七二）らを含む六名の小中尉であった。一緒に行動することが期待されていた陸軍の隊付き青年将校たちは、荒木貞夫の陸相就任とともに、荒木に期待をかけて不参加と決したが、にもかかわらず若い陸軍士官候補生一名は蹶起に参加した。この間、大川周明と対立した右翼浪人西田税は、裏切り者とされて、血盟団残党の川崎長光（一九一〇―二〇一一）に銃撃され重傷を負った。橘孝三郎は満州に逃走中であつたが、七〇日余りの逃亡後、ハルビン憲兵隊に自首した。五・一五事件は計画が極めてずさんで、クーデターというより、同時多発テロ事件にすぎなかった。首相を失った犬養内閣は総辞職したが鈴木喜三郎を後継総裁とした政友会は鈴木内閣の成立を期待したが、軍部による政党攻撃により海軍大将斎藤実（一八五八―一九三七）の拳国一致内閣が成立した。五・一五事件は維新日本の建設という目的は実現できなかったが、政党政治を終焉せしめる役割を果たした。宮城は事件の日（日曜日）、たまたま鎌倉に慰労の小旅行に出かけていたが夕暮れに帰宅すると街々が騒がしい、重大事発生を直感した宮城は、検事正室に直行した。すると、検事正室では、何と小山松吉（一八六九―一九四八）検事総長が次々に来る報告を受けて宮城検事正に代わって指揮を執っているのではないか。宮城は、検察官同一体の現実を目の当たりにして長くそのときの感激を人に語った。業務を小山と交代した宮城は直ちに全検事を総動員して捜査指揮をとった。検挙の対象は、テロ事件に資金・武器の提供を行い事

前幫助した疑いのある、大川周明、頭山満の三男の頭山秀三（一九〇七—一九五二）、本間憲一郎という右翼の三巨頭である。

右翼の有力者の逮捕ということになると、宮城自身も危険である。大川周明が逮捕された日の夜から警視庁の刑事六名が実弾を込めた拳銃をもって昼夜交代で宮城邸（官舎）に詰めた。夫人の宮城タマヨは、暴徒が闖入した場合にそなえ、寢室を二階に移し、宮城を逃がすために窓から三条のロープを垂らして窓際には足場を造った。また、ベッドをドアにつけて置き、外部から開けられないように工夫し、夫人はベッドの下の床に布団を敷いた。問題は、若い書生や家政婦の娘たちである。三人の娘たちのうち最も年長なのは二四歳で、隻眼であつた。この娘がほかの二人をきびきびと指導していたが、子供時代に居合のような武道の稽古の際に誤つて目を負傷したのであろう、眼帯が痛々しい。タマヨ夫人が三人をよんで危険が切迫していること、それゆえ、避難すべきことを説いた。宮城は、自分が襲撃されてもそれは職務に殉じるだけのことだが、よそ様の年若い娘たちを巻き込んで横死させたりすれば、ご両親に申し訳が立たない。宮城夫婦は熱心に避難するよう説得したが、隻眼の娘は勇ましい。まだ戦争前の時代で非常時の心構えの訓練もない時代だったにもかかわらず、「奥様、どうか私をこのまま傍に於いてくださいませ。旦那様が帝都を守ろうとされているにも拘らず、日ごろの恩義を思えばご夫婦を死地に置き去りにすることはできません。わたしも帝都を守るためには一歩もひきません。暴漢が襲撃してきても私がいろいろと邪魔をしている間に、旦那様を逃がしてください」と毅然と言う。剣術など、腕に覚えがあるのかもしれない。書生やほかの二人の娘も泰然としており、むしろタマヨの方が勇氣づけられた。命の火影を見つめるような日々がしばらく続いたが、襲撃者はずいに現れなかつた。本間の場合は、血盟団事件での宮城の人柄の温かさによつてふれたのが宮城暗殺などという動きに歯止めをかけたのかもしれない、頭山の場合も、血盟団事件の捜査での宮城や木内の印象が良かったのかもしれない。大川の場合

は、大川の為に命がけの襲撃をあえてするような熱血漢がいなかっただけであろう。

さて、五・一五事件の裁判所の審理は翌々年までかかったが、公判を担当した民間側の検事は、木内であった。¹⁰⁹ 軍部は「純真なる青年将校」として彼らの動機を弁護し、六名の海軍将校は禁錮一五年から一〇年となり、陸軍士官候補生は、一律に禁錮四年、民間側は概して重く、橋孝三郎は無期懲役、頭山秀三は懲役八年、本間憲一郎は懲役一〇年（求刑懲役一〇年）、大川周明は、懲役一五年（求刑懲役一五年）。だが彼らは、数年後、皆出獄した。行為の法益侵害の重さよりも、行為動機の至純さに対する同情があまりにも過大に斟酌されたアンバランスな量刑という印象がある。（例えば血盟団事件の井上日昭↓殺人罪・共謀共同正犯、求刑Ⅱ死刑、判決Ⅱ無期懲役 小沼正↓殺人罪・実行共同正犯、求刑Ⅱ死刑、判決Ⅱ無期懲役 菱沼五郎↓殺人罪・実行共同正犯、求刑Ⅱ死刑、判決Ⅱ無期懲役）に落ち着いたことが類似的憂国者的テロ事件に対して軽い量刑になるきっかけになったのではないか。改悛ゆえの非難可能性の減少ではなく、行為動機が純真だったというのでは、非難可能性が低下する理由が不明であらう。純真とは、公共目的の行動に私的利益追求の要素が極めて乏しいということであらうか。確かに凶利加害目的のような私益追求の主観要素が可罰性を基礎づけたりすることがあるが、もっぱら公益追求的動機・目的が著しく刑を軽くすることを安易に認めるならば正義の殺人が増加するであらう。すなわち、単純に「よいことをすれば正しく遇せられる」という、純粋な動機からの行為であれば人を殺しても死刑にはならない、という教訓をその後の類似事件の行為（たとえば、二・二六事件の青年将校）への蹶起を促す効果が少なからずあったということであれば、この事件はわが国の量刑に与える影響は非常に大きかったのではないかと思われる。¹¹⁰

(4) 神兵隊事件^①

これも、宮城が手掛けたテロ事件である。天野辰夫、前田虎雄（一八九二—一九五三）ら大日本生産党系の右翼青年グループが主体であったが、元東久邇宮付武官の安田鉄之助予備中佐、海軍霞ヶ浦航空隊司令山口三郎中佐らが加わり、陸軍の統制派とのつながりがあったともいわれているが、昭和八年七月一日を期して蹶起し、閣議中の閣僚全員、重臣、政党首領、財閥首脳を殺害し、改造内閣（その首班には革新運動に理解があるといわれていた東久邇宮稔彦王（一八八七—一九九〇）を予定していた）を樹立しようという計画が、事前に探知され、参加者は神宮外苑の日本青年館に集合したところを一斉検挙された。この事件の被告人五四名には、新刑法実施以来、初めて内乱予備罪の成否が問題となり、大審院では、昭和一六年三月一五日内乱予備罪を構成しないとしたが、司法省はこの事件が奥深いことを察知して宮城の捜査を警戒し、検事正を事実上更迭した。宮城は途中で長崎検事長として栄転した（昭和九年四月）ので、審判の結末はみなかった。軍閥との微妙なかかわり、皇族に波及しそうな気配、これらを司法省は憂えて、捜査を徹底しなかったのかもしれない。

おわりに

以上で宮城の人生と事業の主たる部分を俯瞰した。宮城の人生は愛と正義であるといわれる。正義の部分は、検察官としての捜査活動の中に現われていたことと思う。そして、愛の部分は、司法保護の領域で垣間見られた。このうえ、帝国更新会という宮城の主宰した保護会についても言及したが、今回はここで一区切りとしたい。

〔注〕宮城長五郎

- (1) 思想検察と宮城長五郎の思想的関わりについて論じたものとして、例えば、宿谷晃弘「法道一如への道」東京学芸大学紀要人文社会科学系Ⅱ六五（平成二六年）一二三—一二六頁、また、荻野富士夫「思想検事」（岩波書店 平成二二年）八三頁等参照。

- (2) 宮城の法思想を高く評価する論文として、傘木美早「宮城長五郎の少年法思想」上越教育大学学校教育学部法律学研究室〔編〕高田法学四号（平成一七年）一一一—一六頁がある。

- (3) 都築亀峰（編）『宮城長五郎小傳』（昭和二〇年）一頁。

- (4) 都築・前掲書（注3）一頁。

- (5) 都築・前掲書（注3）六頁。

- (6) 都築・前掲書（注3）六頁。

- (7) 都築・前掲書（注3）一九頁。

- (8) 宮城長五郎『法律善と法律悪』（読書新報社出版部 昭和一六年）八九—九〇頁。

- (9) 宮城長五郎「少年保護の根本方針」少年保護婦人協会（編）『少年保護の法理と実際』（慧文社 平成二八年）三三頁。

- (10) 都築・前掲書（注3）六頁。なお、「優等な人格による劣等な人格の征服」という考え方は、今日の人格主義や感化主義からは出てこないのではないか。むしろ、人格主義的感化主義は、今日教師の人格と生徒の人格との間の呼応関係的な、交感的性格のものと考えられているのではないか。なお、感化教育については、小林仁美「感化教育の概念に関する一考察」（大阪教育大学）教育学論集二二号（平成四年）二二—三三頁、人格主義に関しては、佐古純一郎『近代日本思想史における人格概念の成立』（朝文社 平成七年）二二頁以下、三島唯義『人格主義の思想』（紀伊国屋新書 昭和四四年）一三頁以下参照。刑法では、藤木英雄『刑法講義総論』（弘文堂 昭和五〇年）一八七頁において「無反省な体罰が、個人の人格の尊重を基本原理とする教育の場においてふさわしくないことはもちろんであり、教師としても、体罰による威嚇を用いずに、教師の人格の力によって学校の秩序を保つことを第一に優先させるべきである」と主張されている。

- (11) 当時の学校で当然視されていた体罰は、今日では、違法行為であるのみならず児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である、と捉えられ、文科省からの各種通知等によってその定義が示されるとともに禁止されている。たとえば、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成二五年三月一三日二四文科初第一二六九号）一六六—一七三頁等参照。なお、江戸時代の寺子屋や藩校等の教育機関における体罰の実情を当時の資

料をもとに研究した江守一郎『体罰の社会史（新装版）』（新曜社 平成二五年）二三八頁以下によると、筆者は歴史的研究の結論として「わが国の伝統の中には国民のエトスとして、体罰を残酷とみる見方が定着していた」と結論付ける。そして、さらに筆者はわが国の体罰の濫用に決定的影響を与えたのは、明治以降の帝国陸海軍の教育方法（下級下士が内務班長として兵卒に暴力的に君臨し、芸人や職人の徒弟奉公の世界で強固に生き残っていた体罰の慣行が拡大再生産され振り撒かれるという状況が生じた可能性が大きい）であったと指摘される。

(12) もっとも、宮城は優等な人格が劣等な人格を感化・征服するという従来、わが国で成功してきた観のある教育方法には、一定の理解を示しつつも最終的には納得していないことに注意しなくてはならない（前掲書〔注9〕三三頁）。

(13) 都築・前掲書（注3）二二―二頁。

(14) 源了圓『徳川思想小史』（中央公論社 昭和四八年）一三―三〇頁参照。

(15) 宮城・前掲書（注8）八一頁。宮城自身は、仏教等の東洋思想への知的好奇心がなかったわけではないが、そうかといって、僧侶になるのもやはり気が進まなかったようで、母親のおかげで「僧侶になるのを免れた」と語っている。

(16) 都築・前掲書（注3）一五―一六頁。

(17) ちなみに、郁文館中学の六年先輩に、奄美大島の誇る刑法学者、泉二新熊（一八七六一―一九四七）がいるが、この当時、互いに知る機会はない（泉二新熊伝編纂会『泉二新熊伝』（中大出版社 昭和三〇年）二〇―三一頁）。ちなみに、郁文館中学の六年後輩なのが、東京帝国大学経済学部教授河合栄治郎（一八九一―一九四四）である（松井慎一郎『河合栄治郎』（平成二一年）二四―二六頁。ただ、河合は入学後中退し高等学校への進学率の高い府立三中へ転学している）。

(18) 都築・前掲書（注3）一六―二四頁。

(19) 宮城・前掲書（注8）八四頁。

(20) 都築・前掲書（注3）二六頁によると、アルゼンチン公使などを務めた外交官の山崎次郎（一八八〇―一九五八）が宮城の学生時代について以下のように語っている。「我々は学生の自分は政治などに關與すべきではなく飽ま勉強しなければならぬと信じかつ實行したもんだ、特に宮城君などは勉強するほうだった。試験の準備期になると私等は彼の下宿に出かけて一緒にやったことを想起する。学生時代の彼は勉強の態度が至極真面目で非常によく調べが届いてゐた。ものを言ふのでも知つてゐることを直ぐ言つて了ふといふ風は微塵もなく言つても場當りな言廻しはしない、よく考へて判断を下した上で正確に述べると言つた沈着さがあった、そして實際家であつたから彼は學者にならうと云ふ慾はなかつた、ひたすらに司法官になつて、わが国の司法權の確立に貢献しやうと考へてゐた。彼は、學生時代眞面目一方の男で一面には親分肌の處が多く其點大いに敬

- 服してゐた」というわけで、学生時代の宮城には、書生的な粹がりはあったものの、決して与太者にまではならなかったのだ（後述するように宮城には酒癖の悪さがあつたようだ）。
- (21) 都築・前掲書（注3）八九頁。
- (22) 宮城は血盟団事件（昭和七年）後に「法道一如」ということをしきりに語るが、この「法道一如」は、法は人の外的行為を規律し、道徳は人の内面を規律するもので両者は基本的に区別される、という法学の「いろは」として法学入門で学ぶ基礎中の基礎知識に対する一種の反論であるが、法と道徳の関係について渡米経験のあるインテリ妻のタマヨと議論になったとき、「法の線は低く、道徳の線は高い」と主張する夫人は、「法道一如」に立つ夫により「お前のは小学校一年生の修身だよ」と論破されたという逸話をタマヨ夫人が書き残している（宮城タマヨ「私の歩み」（主婦の友社、昭和二十七年）七四頁）。
- (23) 小原直は、新潟県長岡出身で土族田中氏に生まれ、小林虎三郎（一八二八—一八七七）のいわゆる「米百俵」逸話を称える空気を吸って育ち、元会津藩士の小原氏に養子に入った（小原直「小原直回顧録」（中央公論社、昭和六一年）参照）。
- (24) 都築・前掲書（注3）三頁。
- (25) 都築・前掲書（注3）二八一—三〇頁。
- (26) 島田鐵吉と宮城の共著として、『刑法論 総則』（帝国百科全書）第二〇〇編（博文館、明治四三年）がある。なお、島田鐵吉・宮城長五郎『刑法論』（復刻版）（信山社、令和二年）一—三〇四頁参照。
- (27) 赤旗事件については、絲屋寿雄「菅野すが」（岩波書店、昭和四五年）一〇六—一三三頁等参照。
- (28) 宮城・前掲書（注8）三三八—三三九頁。
- (29) 官吏抗拒罪を規定する旧刑法一三九条一項の条文は、「官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ当リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五〇円以下ノ罰金ヲ附加ス」と規定されていた。
- (30) 殴打創傷罪の条文（刑法三〇一条二項）は「人を殴打創傷シ」其疾病休業ノ時間二〇日ニ至ラサル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処ス」と規定されていた。
- (31) 絲屋・前掲書（注27）一五六頁は、「大逆事件を）フレームアップだというのは、桂内閣が、わずか三、四人の陰謀事件を奇貨として、社会主義運動のぜんたいの根絶をねらい、全部で二六人の被告中、二四人に死刑の判決を下すといった史上空前の暴挙をあえてしたことをいうのであって、その点が全員無罪であった松川事件（昭和二四年）の場合とは全然ちがって、全然根も葉もなかったとは、言えない。現に、三、四人の首謀者がいたことは、首謀者自身が堂々と公言していることによつて

も明らかである」と指摘している。

- (32) 都築・前掲書(注3)四一頁。
- (33) 鈴木茂嗣「宮本英脩の刑法理論」吉川経夫Ⅱ内藤謙Ⅱ中山研一Ⅱ小田中聡樹Ⅱ三井誠(編著)『刑法理論史の総合的研究』(日本評論社 平成六年)四二六―四二七頁。
- (34) 都築・前掲書(注3)四一―四二頁。当時発生し、小原が取り組んだ疑獄事件としては、日糖事件(明治四二年)、シーメンズ事件(大正二年)、八幡製鉄所事件(大正六―七年)等。小原・前掲書(注23)三五―一五九頁では、これらの事件が回顧されている。
- (35) 都築・前掲書(注3)四四頁。
- (36) 宮城は、三〇歳のとき、一歳年上の吉原佐乃と結婚したが、妻の佐乃の悩みは、夫の宮城が酒で頻繁に家を空けることであり、彼女は、何度か小原直に「あなたの言うことならよく聞くので訓戒してください」と泣きついたという(都築・前掲書(注3)四三頁)。
- (37) 都築・前掲書(注3)四四―四五頁。
- (38) 片岡優子『原胤昭の研究』(関西学院大学出版会 平成三年)一二二頁。
原(の東京保護会)は、三井南家八代当主三井高広(八郎次郎 一八四九―一九一九)の贈賄賄事件(シーメンズ事件)に絡むいわば不浄の金(七五万円)で設立された財団法人補成会(中央慈善協会の前身)に加入しない唯一の出獄人保護所(大正初期には全国で一〇〇団体はあり、補成会はその統括的組織となっていた)であることを誇りとし、あえて孤高を持したため不当な非難を浴びたりしていた。
- (39) 宮城長五郎「原胤昭翁の死」『厚生問題』二六巻五号(昭和一七年)四六八―四六九頁。
- (40) 宮城・前掲書(注8)四五頁では、国家の治乱興亡が政治家の勤の善悪に係るように、科学捜査を重要視しつつも犯人は勤で割り出すほかに道はないと語る。勤による捜査が見込み捜査の弊を生むおそれがあるとしても、宮城は、手掛かりを残さず、科学捜査では太刀打ちできないような悪事の巧者を確保するには勤に頼るしかない、という捜査観を説くだけあって、宮城には勤の鋭いところがあったのであろう。
- (41) 宮城・前掲論文(注39)四六九―四七〇頁。
- (42) 片岡・前掲書(注38)一八二―一八四頁。
- (43) 宮城・前掲論文(注39)三六―三八頁。

- (44) このような考え方は、「精察主義」と呼ばれ、原胤昭『出獄人保護』（天福堂 大正二年 三八頁では、保護されるべき者は「行刑の効果により改心したるも、保護を受けざれば改悛の實を擧ぐるに能はざる者」とされていた。小河滋次郎『監獄学（全）』（五山堂書店 明治二十七年）一五五―一五六頁にも同旨の記載がある。宮城・前掲書（注8）二五二―二五三頁によると、「刑事政策とは、仇を砕くとともに、仁慈の暖かき手にその仇を抱擁すべきことを忘れてはいないのです」とされ、「司法保護は、悪事を敢行した者に対し、再犯防止のため、援助を与えるもので」「意志薄弱の善人が悪環境の支配を受けて慣習性後天的悪人にならないようにするために之に援助を与えて再犯を防止する」と論じられている。
- (45) 宮城・前掲論文（注39）三八―四一頁。
- (46) 宮城長五郎「薬屋嘶少年法実施秘譚」保護時報二〇巻六号（昭和二年）四二―四三頁。
- (47) 山岡萬之助「少年法定事情を語る」少年保護一卷四号（昭和二年）四―一二頁。
- (48) 宮城・前掲論文（注46）四五頁。
- (49) もっとも、当時日本の感化院制度推進の騎手であった留岡幸助（一八六四―一九三四）は、司法省主張のとおり、悪性の進んだ少年（留岡は「厳悪少年」と呼ぶ）は、不良性の進んでいない感化院の少年たちには有害であることを認めつつも、新たに矯正院を設けなくとも、補助金の減額はともあれ、当時優れた感化教育の行われていた幼年監獄（刑法改正後も幼年監獄の入場者は激減しつつも存在し、刑法改正から五年後の明治四五年に最後の一人が退場した）に入れるのもやむをえないと考えていた（二井仁美『留岡幸助と家庭学校』（不二出版 平成二年）一七三―一七九頁。）留岡にとっては、形式的に新しいシステムを導入することよりも、感化教育を行える「人」の確保こそが問題だったのであろう。
- (50) 宮城・前掲論文（注46）四七―四八頁。
- (51) 大谷實『刑事政策講義』（弘文堂 平成二年）三五四―三七五頁。
- (52) 宮城・前掲論文（注9）四四頁。
- (53) 片岡・前掲書（注38）一七二頁。
- (54) 中尾文策「有馬四郎助」『日本刑事政策史上の人々』（日本加除出版株式会社 平成元年）二二三頁。
- (55) 二井・前掲書（注49）一八二―一九三頁。
- (56) 森田実「大正少年法の施行と『司法保護』の観念」『犯罪社会科学研究三二号』（平成九年）六九頁は、原や留岡のような刑事責任を背景としない保護のみを一方的に強調する「慈善救済の行政的保護」に対して、宮城は自らの立場を保護と責任を一つの体系のなかに「寛厳互存」的に納めた「刑事政策的保護Ⅱ司法保護」と称した、と説明する。

- (57) 宮城・前掲論文(注39) 三三―三四頁。
- (58) 森田・前掲論文(注56) 八三頁によれば、「寛嚴互存」の旧少年法が、保護立法であることは当時の常識であり、刑事責任の所在を手続きの前提として認めることが「刑罰主義優先の思想(punitive)」と映るのは、保護と責任とは、相容れざる反対概念と二分論的に把握するパレンス・パトリエ型の視角(子供ハ罪人ニ非ズ罪人タル能ハズ)からみた場合においてなのであるとされる。
- (59) 宮城・前掲論文(注39) 四六七―四六八頁。守屋克彦『少年の非行と教育』(勁草書房 昭和五二年) 九二頁は、「旧少年法は、わが国においてはじめて、少年犯罪に対して刑罰に代えて保護を行う、という意味における保護主義を採用したことに於いて画期的であつたけれども、その保護主義は理論上も手続上もなお刑罰主義に追随し、それを補充するという役割にとどまつていたものと解することができよう。保護主義は起訴便宜主義のいわば内容になつていたに過ぎない。現行少年法との重要な相違がここにある。」とコメントしている。
- (60) 宮城・前掲論文「少年保護の根本方針」(注9)二五頁。
- (61) 丸山雅夫『少年法講義』(第二版)〔成文堂 平成二四年〕二二頁。
- (62) 宮城長五郎「司法保護の眼目」『補成会会報七卷四号』(大正二二年)三頁。
- (63) 傘木・前掲論文(注2)三頁。
- (64) 片山杜秀『皇国史観』(文芸春秋 令和二年) 九頁によると、「皇国史観」や「国家神道」の考え方は、特に江戸時代の国学や後期水戸学にルーツが求められるが、あくまでも近代の産物である。ただし、このような考え方を基礎として刑事法を運用するならば、治安維持のためにする天皇の官吏の犯罪的行為ですら、黙認されてしまう(青木英五郎『日本の刑事裁判』(岩波書店 昭和五四年)二二―二三頁)し、行政検束の実態について報告を行った戦前の検事は「私は皇国臣民は大罪検挙の爲若し必要ならば、それが国家のお役に立つことであれば、仮令自身が犯罪を犯さざる場合に於ても甘じて拘束を受けるだけの犠牲心はあると思ひます。尚自分が国法を犯した場合に於ては如何なる苦痛を嘗め様ともそれは当然であると観念すると考へるのであります」と言つて、皇国のお役に立つことであれば、国民は甘んじて不法逮捕・不法監禁を受ける犠牲心を強いられていたし、いかなる拷問を受けることも冤罪とされることも当然と観念されているかのような発言をしている。宮城にも、このような「皇国のための刑事政策」観があつたとすれば、少年に対する体罰のような厳格な対応が予想されるとしても、そこは皇国官吏がやることだから、そもそも正義だし、余りひどいこともしないであろうという、少年院職員等に対する「予定調和的」な信頼感があつたのではないかと考えていたとしても、当時の風潮からみて宮城ひとり責めるわけにはいかない。宮

- 城と言えども時代の子である。当時の日本人の大部分は多かれ少なかれ「我が皇國は、世界萬國に類例なき光輝ある國體」と考えていたものと思われる。さらに宮城にしても、また他の検事にしても「米英国流の自由主義・民主主義・個人主義・功利主義」と今日教育基本法に謳われているような「人格主義」とは原則として厳密に区別されていなかったであろう。もつとも、宮城には、注69に示されているような、二元主義的思考を超えていた部分もあるので注意が必要である。ちなみに、宮城は、当時の世界を英米流の個人主義・自由主義とドイツ・イタリア・ソ連・日本などの全体主義との対立であると観じており、唯一日本の全体主義（八紘一宇）だけは、ドイツなどの独裁主義・領土主義・侵略主義とは異質の精神的なものだと考えていた（宮城・前掲書（注8）一七九頁以下）。
- (65) 宮城・前掲書（注8）二〇七頁。
- (66) 宮城長五郎「少年法釈義（二二）」「補成会会報二二巻二号付」（昭和三年）三〇八頁によると、「今の検事は鬼では務まらないのである。∴刑事政策が義の二元にあらずして、仁の他の一元を之に加味するに至った以上、検事の職務は菩薩の心で行かなければ務まらないのである。」と語っており、「愛」一元を標榜する原胤昭らの立場とは異なる二元主義を表面的には唱えつつも、検事の職務には常に菩薩の心が必要だということからすれば、この二元主義と従来の一元主義との距離はそれほど大きくはなかったと解される。
- (67) 森田・前掲論文（注56）七二頁。
- (68) なお、近年のわが国における「少年法の甘さ」を批判する議論・世論といわゆる厳罰化論については、丸山・前掲書（注61）三五―五六頁参照。
- (69) 原武史「民都」大阪対「帝都」東京」《講談社 平成一年》によれば、大阪は、昭和三年一月に昭和大礼が行われた時点で、東京をしのぐ日本経済の中心の「民都」というべきであり、他方、皇祖神アマテラスと国民（臣民）を媒介する天皇の居住する東京は「帝都」なのであった。
- (70) 山岡・前掲論文（注47）一一―一二頁。
- (71) 森田・前掲論文（注56）七六頁。
- (72) 森田・前掲論文（注56）七三―七四頁。
- (73) 森田・前掲論文（注56）七七頁、宮城長五郎「囑託少年保護司のできるまで」『保護時報二〇巻九号』（昭和一年）二六頁以下で、宮城は、旧来の行政警察官による威嚇的な行状視察から、観世音菩薩のような母性的イメージへと転換させている。すなわち、「少年保護司ハ：常ニ公正無私親切丁寧ヲ旨トシ、能ク秘密ヲ守リ徒二人ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意シ：觀察

ヲ為スニハ善良ナル師友トシテ少年ヲ指導訓諭シ之ニ不断ノ援助ヲ與ヘ其性格ノ矯正境遇ノ改善以テ其職責ヲ完フスルコトニ努ムヘク、而シテ其ノ職務ヲ行フニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ心得ヘシ」というもので、そこに展開されている内容は、原、留岡幸助の思想はもちろん、たぶん、原胤昭から聞いていたであろう、感化院の草分けである池上雪枝（一八二六—一八九二）の活動内容からの影響ではないかと感じられるのだ。熊野隆治Ⅱ柳政一Ⅱ波頭忠雄（編）『池上雪枝女子評伝』（大阪朝日新聞社 会事業団 昭和十五年）一一九—二頁参照。

- (74) 宮城長五郎「囑託少年保護司ができるまで」『保護時報二〇巻九号』（昭和十一年）二六頁以下。
- (75) 宮城長五郎「司法保護事業国営論（二）」『保護時報一四巻一—号』（昭和五年）八頁。
- (76) 都築・前掲書（注3）五八頁。
- (77) 宮城・前掲書（注22）六一頁。
- (78) 長幸男『昭和恐慌』（岩波書店 昭和四八年）一一—一八〇頁参照。
- (79) 都築・前掲書（注3）六二頁。
- (80) 血盟団事件の訴訟記録として「血盟団事件（二—七）」『専修大学今村法律研究室（編）一〇巻—一六巻』（専修大学出版局 昭和六一年—平成五年）。中島岳志『血盟団事件』（文芸春秋 平成二八年）三五六—四五三頁。
- (81) 小林杜人「宮城長五郎」『更生保護史の人びと』（法務省保護局 更生保護誌編集委員会 二五〇—二五一頁）。
- (82) 尾鍋輝彦『クーデター』（中央公論社 昭和三九年）一九三—一九四頁。
- (83) 松本健一「北—輝論」（講談社 平成八年）一八一—二二五頁参照。
- (84) 大江志乃夫『戒厳令』（岩波書店 昭和五三年）一四七—一四八頁において大江は、概して軍人の頭は疎漏なので、戒厳宣告よりも裸の暴力への志向が強く、戒厳宣告という法形式の利用を思いつかなかったのではないかと述べているもの、他方、大川周明周辺には、戒厳宣告の奏請を計画する者もいたことが指摘されている。
- (85) 松本清張「桜会の野望」『昭和史発掘三』（文芸春秋 平成十五年）七—二七頁。
- (86) 大塚健洋「大川周明」（中央公論社 平成七年）八五—一五四頁。
- (87) 尾鍋・前掲書（注82）一九五頁。伊藤隆『近衛新体制』（中央公論社 昭和五八年）三九—四二頁。
- (88) 伊藤・前掲書（注87）四一頁、尾鍋・前掲書（注82）一九五頁、大江・前掲書（注84）一四七—一四八頁。
- (89) 尾鍋・前掲書（注82）一九六—一九七頁。
- (90) 尾鍋・前掲書（注82）一九七頁、中島・前掲書（注80）三四四—三四七頁によると、クーデター後の組閣名簿が早々と出来

上がっていることを知った血盟団の首領井上日召（一八六六一—一九六七）は、自分たちが維新の捨て石となるべく「死に向かってひた走っている」というのに橋本らが、組織内での栄達に野心を持っていう「不純さ」を知り協力者として激怒した。しかも、陸軍には、井上日召や西田税を邪魔者と考えクーデターのとき、二人を殺害しようという計画すらあるという噂を聞いて「返り討ちにしてやる」と激昂し、血盟団と陸軍との溝は深まったのだった。

(91) 伊藤・前掲書（注87）四一—四三頁、尾鍋・前掲書（注82）一九六一—一九八頁、大江・前掲書（注84）一四八頁。

(92) 木内曾益『検察官生活の回顧』（昭和四三年）四九頁。

(93) 木内・前掲書（注92）九一頁。

(94) 都築・前掲書（注3）六七頁。

(95) この辺の流れについては、井上日召『二人一殺（井上日召自傳）』（日本週報社 昭和二八年）二七八—二八三頁。

(96) 都築・前掲書（注3）六六頁。

(97) 西博昭『軍律法廷』（朝日新聞社 平成九年）一一—一八頁。

(98) 都築・前掲書（注3）六六頁。

(99) 都築・前掲書（注3）六六頁。

(100) 木内・前掲書（注92）。鈴木司法大臣がどの筋に連絡して、日召の出頭の段取りをつけたのかは、鈴木が「それは聞かないでくれ」と苦し気にかわしたので宮城にもわからなかった。

(101) 都築・前掲書（注3）六八頁、木内・前掲書（注92）九一—一〇頁。

(102) 井上・前掲書（注95）二八〇—二八六頁。

(103) 井上・前掲書（注95）二八四頁。

(104) 都築・前掲書（注3）六九—七〇頁、木内・前掲書（注92）一〇—一二頁。

(105) 井上・前掲書（注95）二八五—二八六頁。

(106) ホセ・ヨンバルト／金沢文雄『法と道徳』（成文堂 昭和四八年）八一—八五頁。

ここでは、法と道徳は全く異なるとか、全くおなじものと解するC説やE説は法と道徳の相違点という問題が起こるはずがないので、まず正解から除かれる。そこで、D説であるが、これは法的には為すべき事柄でも道徳的にはしなくても良い領域が存在するという日本では最も多い考え方で、たぶん、宮城が疑問をもった法と道徳が異なるという考え方は、E説はもちろん、多数説であるD説かもしれない。しかし、D説は良心的に義務付けることなく強制作用によってのみ説明されるものであ

り、換言すると良心による義務付けを欠いている法は、単なる暴力であって、法と呼ぶべきものではない、ということに鑑みると、A説が正解ということになるとされる。すると、問題になるのは、法と道徳の関係の根拠であるが、「法道一如」の思想は、この問題に答えを与える思想のようである。

宿谷・前掲論文（注1）一三三頁。

⑩8⑩7

五・一五事件の訴訟記録として「五・一五事件（一）四」『専修大学今村法律研究室（編）四卷〜七卷』（専修大学出版局昭和五五〜昭和五八年）。伊藤・前掲書（注87）四四頁、尾鍋・前掲書（注82）一九八〜二〇二頁、小山俊樹「五・一五事件」

（中央公論社 令和二年）三三四頁、長山靖生『テロとユートピア』（新潮社 平成二年）一四二〜一七九頁。

⑩9

木内・前掲書（注92）一一二〜一三三頁。

⑩10

高橋正衛『二・二六事件』（中央公論社 昭和四〇年）一一二八頁。
神兵隊事件の訴訟記録として「神兵隊事件（一）〜（二）」『専修大学今村法律研究室（編）八卷〜九卷』（専修大学出版局 昭和五九〜昭和六〇年）。都築・前掲書（注3）八五〜九二頁。

⑩11

和五九〜昭和六〇年。都築・前掲書（注3）八五〜九二頁。